

Society5.0時代に対応した教員養成を先導する
教員養成フラッグシップ大学の在り方について
(最終報告)
基礎資料集

目次

◆ 我が国の子供・教員をめぐる現状と課題

- ・子供をめぐる現状と課題 P3
- ・今後の社会変化の方向 P4
- ・Society5.0に求められる力・人材と今後の教育の方向性 P5
- ・我が国の教育の今後の方向性（概要） P6
- ・我が国の教育の今後の方向性
新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて P7
- ・学校種別 学校における主なICT環境の整備状況 P8
- ・教員のICT活用指導力の状況（16小項目別） P9
- ・ICT活用指導力の各項目に関する研修の受講状況 P12
- ・我が国の教員の現状と課題-TALIS2018結果より- P13

◆ 我が国の学校数等に関する基本データ

- ・学校数【推移】 P15
- ・児童生徒数【推移】 P16
- ・教員数【推移】 P17
- ・公立小中学校数と児童生徒数の推移 P18
- ・公立学校年齢別教員数（平成29年度） P19

◆ 大学等における教員養成に関する基礎データ

- ・大学における教員養成の現状 P21
- ・小学校教諭一種免許状の認定家庭を有する大学数の推移 P22
- ・公立学校教員採用数の推移 P23
- ・教員採用試験の受験者と採用者の状況 P24
- ・公立学校教員採用試験の倍率の推移 P25
- ・地域別公立小中高等学校教員採用数の推移 P26
- ・公立学校教員採用試験における学歴別採用者数の状況 P27
- ・国立大学教員養成学部入学定員の推移 P28
- ・教員養成単科大学の規模 P29

- ・国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）卒業者の教員就職状況 P30
- ・平成31年3月卒業者の大学別教員就職状況 P31
- ・国立大学教員養成学部にかかる志願倍率の推移 P32
- ・教員養成系の修士課程と専門職学位課程の入学定員の推移（国立大学） P33
- ・教職大学院の設置数と入学定員の推移 P34
- ・国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移 P35
- ・教職大学院修了者の教員就職状況 P36
- ・教員養成に関する近年の政策動向① P37
- ・教員養成に関する近年の政策動向② P38
- ・教員養成に関する近年の政策動向③ P39
- ・教職課程コアカリキュラム＜概要＞ P40

◆ 教員免許・教員研修に関する基礎資料

- ・教員養成・免許制度について① P42
- ・教員養成・免許制度について② P43
- ・教員免許状の授与件数 P44
- ・普通免許状の授与件数（中・高 教科別） P45
- ・教員研修の実施体系 P46
- ・教職員研修の実施状況 P47
- ・教員免許更新制について P48
- ・学び続ける教員を支えるキャリアシステム（イメージ） P49

◆ その他 参考資料

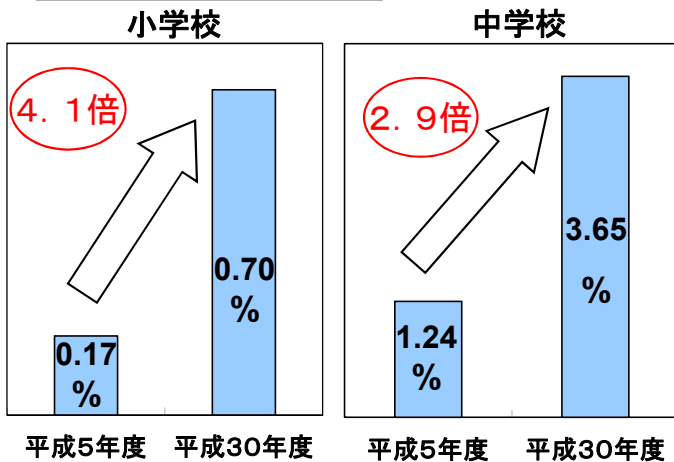
- ・指定国立大学法人制度について P51
- ・国立大学法人法の一部改正 P52
- ・国公私を通じた大学の連携・統合等 P54
- ・研究開発学校について P55

我が国の子供・教員をめぐる 現状と課題

子供をめぐる現状と課題

○ 今日、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。

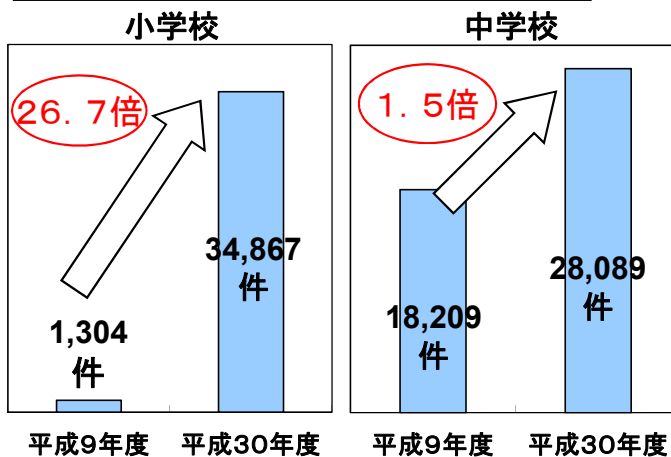
不登校児童生徒の割合



(注) ・国・公・私立学校のデータ
・平成5年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

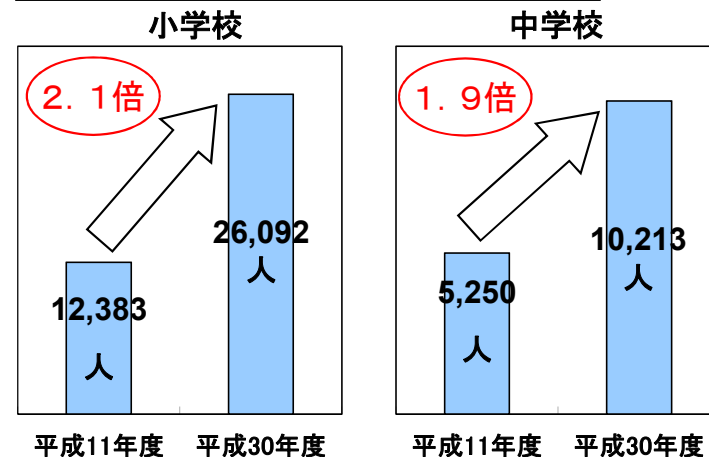
学校の管理下における暴力行為の件数



(注) ・国・公・私立学校のデータ
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

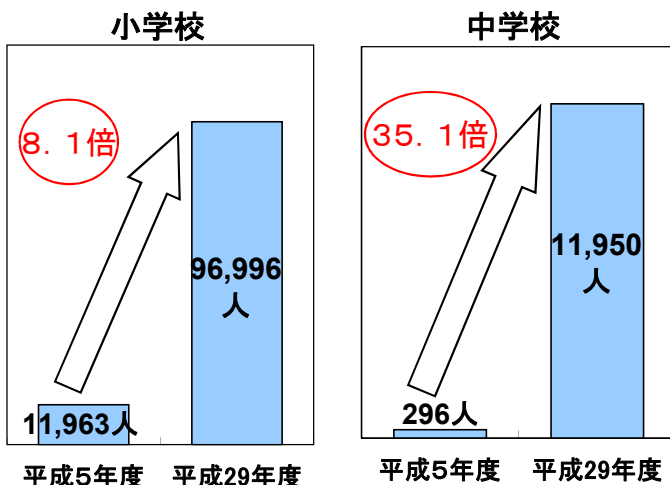
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) ・公立学校のデータ
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

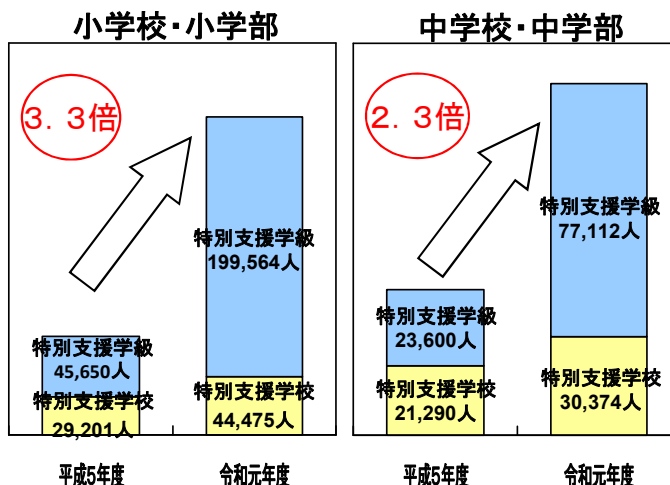
通級による指導を受けている児童生徒数



(注) ・通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。
・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

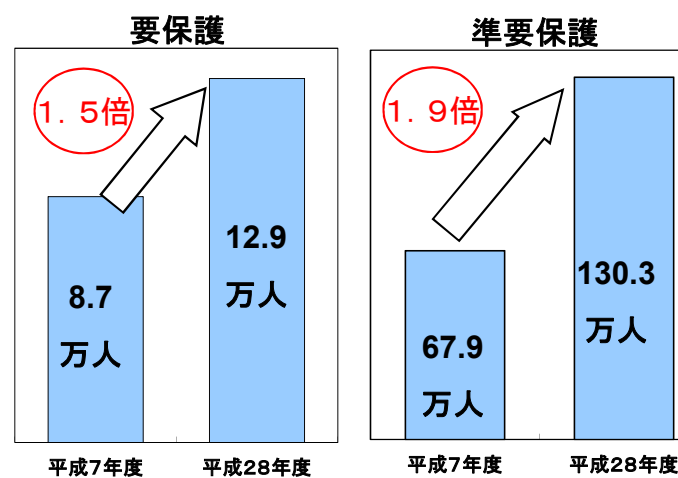
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) ・平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字
・平成5年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



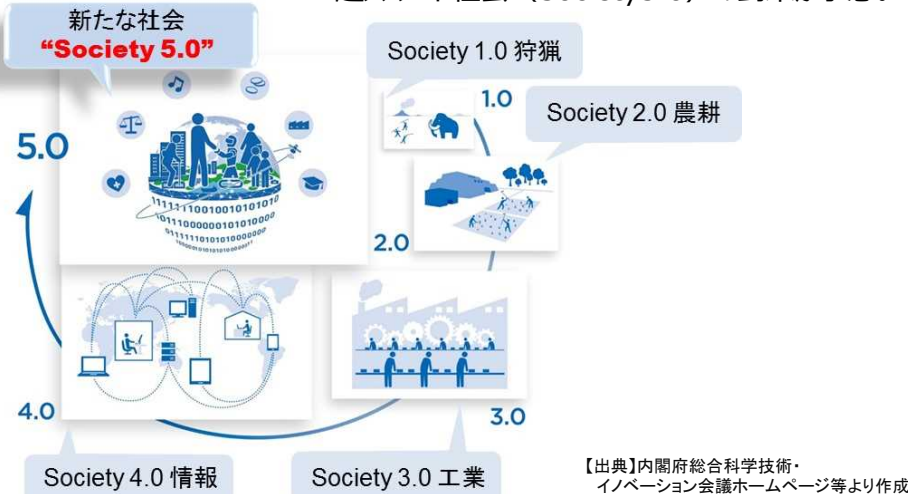
(注) ・要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省調べ

今後の社会変化の方向

Society 5.0

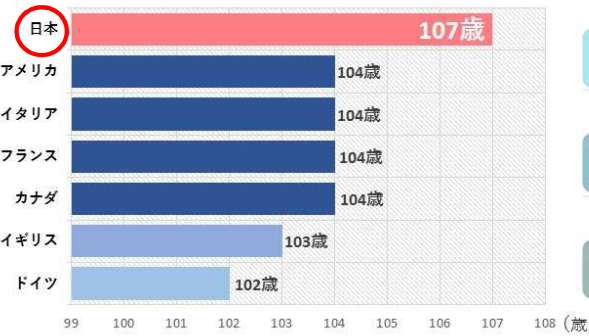
AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想。



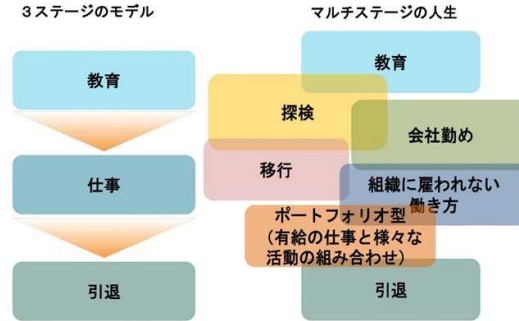
人生100年時代

世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢



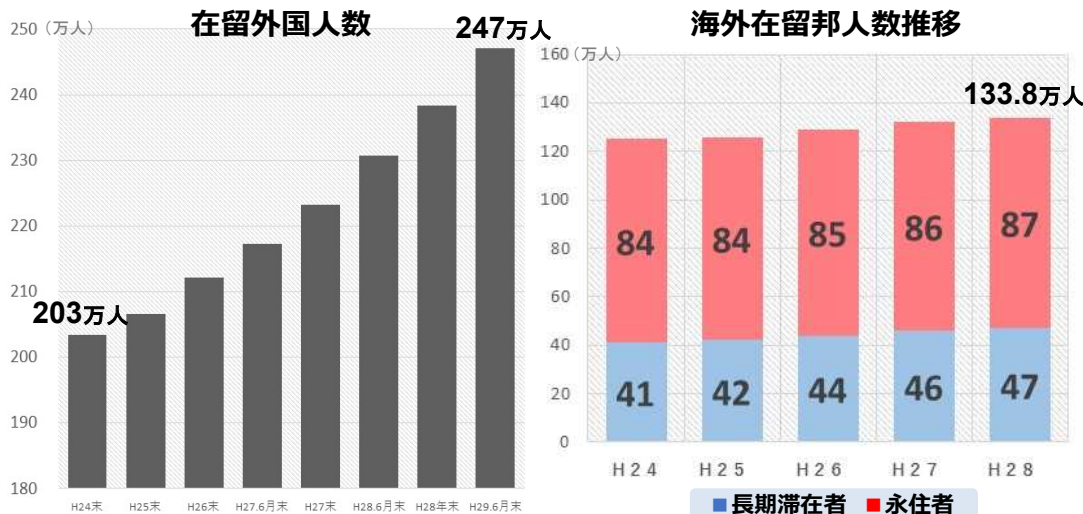
3ステージではなくマルチステージの人生



【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。

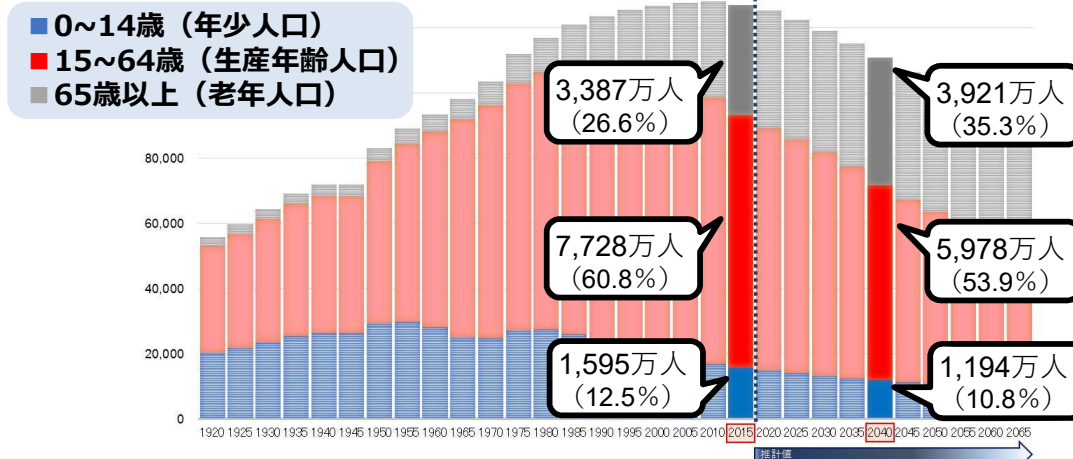


【出典】在留外国人統計(法務省 平成29年6月末)

【出典】海外在留邦人数調査統計(外務省 平成29年要約版)

人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1970年には沖縄県を含まない。1945年については、1~15歳を年少人口、16~65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

【出典】1920年~2010年:「人口推計」(総務省)、2015年~2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

Society5.0に求められる力、人材とは

✓ 全ての人に共通して求められる力

文章や情報を正確に読み解き対話する力

科学的に思考・吟味し活用する力

価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

✓ 新たな社会を牽引する人材

技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材

技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材

様々な分野においてAIやデータのパワーを最大限活用し展開できる人材 等

出典「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」

今後の教育の方向性とは

✓ 自立した人間として主体的に判断し、多様な人と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成するための、学校における「主体的・対話的で深い学び」の実現

✓ Society5.0の到来に向けた学校におけるICT環境整備や遠隔教育の推進

✓ Society5.0に向けた人材育成やイノベーションの創出の基盤となる大学改革

✓ グローバル化の急速な進展に対応した人材の育成

✓ 家庭の経済事情に関わらず誰もが質の高い教育を受けるための教育費負担軽減



教育を通じて、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を目指す。

我が国の教育の今後の方向性（概要）

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定） ※計画期間：平成30（2018）年度～令和4（2022）年度

○ 我が国における今後の教育政策の方向性

「Society5.0」
「人生100年時代」



「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、
教育を通じて一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を目指す！

具体的施策

初等中等教育

①新時代の学びを支える先端技術活用推進方策

ICTを基盤とした先端技術や教育ビッグデータの効果的な活用により、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現

- ①先端技術の効果的な活用
- ②教育ビッグデータの効果的な活用
- ③基盤となるICT環境の整備

②学校における働き方改革の推進

質の高い学校教育を維持・発展させるため、教師の業務負担軽減を目指す

- 教師でなければならない業務以外の多くの仕事を教師が担っている現状を抜本的に変え、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実等を図る
- 中教審において、平成31年1月25日に答申を大臣に手交。これを受け、文部科学省として大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を省内に設置

③新しい時代の初等中等教育の在り方について（平成31年4月17日中央教育審議会諮問）

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討

- ①新時代に対応した義務教育の在り方
- ②新時代に対応した高等学校教育の在り方
- ③増加する外国人児童生徒等への教育の在り方
- ④これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

社会教育

④「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進

人口減少時代において、個人の成長と地域社会の発展の双方に寄与し得る社会教育を、首長部局やNPO、大学等との連携の下に推進する

（中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」平成30年12月21日）

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働
- 多様な主体による「社会教育士」の取得推奨
- 公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館）の所管の弾力化 等

高等教育

⑤大学改革の推進

社会のニーズへの対応等、高等教育の質向上に向けた一体的な改革を推進する

①Society5.0に対応した大学改革

大学入学者選抜改革、文系・理系にとらわれない新しいリテラシーに対応した教育、工学系教育改革、専門職大学等の開設

②教育の質の保証

学生が勉学に励み、社会から必要とされる能力を身に付けるための、学修者本位の高等教育機関としての在り方への転換、学生が身に付けた能力・付加価値の見える化、教育内容（カリキュラム編成の高度化等）や教育方法等の改善（学修時間の確保と把握等）

③大学の基盤強化、連携・統合

多様な人的資源の活用、国立大学の経営力強化、私立大学改革、「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築とガイドラインの策定

④リカレント教育の拡充

リカレント教育のプログラム開発促進、リカレント教育を受ける機会の拡充、実務家教員の育成促進

⑤高等教育機関へのアクセス機会の確保

授業料減免及び給付型奨学金の支援対象者・対象額を大幅拡充

教育段階横断的取組

⑥教育の無償化・負担軽減の推進

家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けられる社会を目指す

骨太の方針2018（平成30年6月閣議決定）等に基づき、

- ①3歳から5歳までの子供たちの幼児教育の無償化（2019年（令和元年）10月～実施）
- ②授業料減免や給付型奨学金の拡充による真に必要な低所得世帯の子供たちへの高等教育の無償化（2020年（令和2年）4月～実施）
- ③年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（2020年（令和2年）4月～実施）

我が国の教育の今後の方向性 新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて

- 平成30年11月に公表した「**柴山・学びの革新プラン**」を踏まえ、先端技術の活用方策の具体化の検討を実施。教育再生実行会議の議論も踏まえつつ、令和元年6月25日に「**新時代の学びを支える先端技術活用推進方策**」の最終まとめを公表。
- ICTを基盤とした先端技術は、教師の活動を置き換えるものではなく、「**子供の力を最大限引き出す**」ために教師の役割や子供達の学習を支援・強化していくものである。そのために、**①遠隔教育をはじめICTを基盤とした先端技術の効果的な活用の在り方と教育ビッグデータの効果的な活用の在り方**、**②基盤となるICT環境の整備**を強力に推進。

～柴山・学びの革新プラン～

1. 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現
2. 先端技術の導入による教師の授業支援
3. 先端技術の活用のための環境整備



教育再生実行会議 第十一次提言

- **新たな学びとそれに対応した教材の充実** (全ての小・中・高等学校・特別支援学校等で遠隔教育を活用できるよう推進、スタディ・ログ等を活用した個別最適化された学びの実現に向けた実証研究の推進等)
- **新たな学びの基盤となる環境整備** (地財措置が講じられている学校のICT環境整備について、地方公共団体間で差が生じている要因分析と必要な対応、ICT機器等を費用を低減して調達するためのガイドブックの作成、クラウドサービスの普及を見据えた教育用ネットワーク環境の在り方の検討等)

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）

(令和元年6月25日)

① 先端技術の効果的な活用

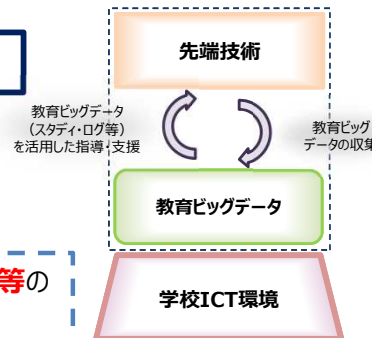
- ✓ 学習指導要領の求める資質・能力を育成、深化し、子供の力を最大限引き出す効果的な活用の在り方が必要
- 先端技術の効果的な活用のための基本的考え方を提示

今後、基本的考え方の実証・精緻化を進め、**「学校現場における先端技術利活用ガイドライン」を策定**

② 教育ビッグデータの効果的な活用

- ✓ ICTを基盤とした先端技術を活用することで得られる教育ビッグデータの効果的な収集・蓄積・分析が必要
- ✓ 教育ビッグデータの利活用の在り方の検討が必要
- 教育ビッグデータの現状・課題と可能性を整理

今後、**教育データの標準化と学習履歴（スタディ・ログ）等の利活用の具体的な在り方の検討**



③ 基盤となるICT環境の整備

- ✓ 学校のICT環境は、文房具と同様に教育現場において必要不可欠
- ✓ 一方、学校のICT環境が脆弱であること、地域間格差があることは危機的な状況

世界最先端のICT環境の実現に向け、以下【1】～【4】の取組を推進

【1】SINETの初等中等教育への開放

- 初等中等教育の様々な局面で全国的なネットワーク活用を進め、自治体等による学校ICT環境整備全般を促進
- 初等中等教育と高等教育との交流・連携ネットワーク基盤として機能

【2】クラウド活用の積極的推進

- 技術の進展を踏まえ、クラウドを活用した安全・安価・柔軟な環境整備の促進に向けて、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂

【3】安価な環境整備に向けた具体的モデルの提示

- 安価な環境整備のモデル例を示すとともに、今後、自治体にわかりやすい調達仕様書例を提供
- 関係業界に、安価な端末の大量供給について協力を要請

【4】関係者の意識の共有と専門性をもった人材の育成・確保のための取組の推進

- ICT環境の整備状況、ICT利活用状況等も含めた更なる「見える化」
- ICT活用教育アドバイザーや外部人材の活用、ICT活用に関する指導者の養成研修の充実等

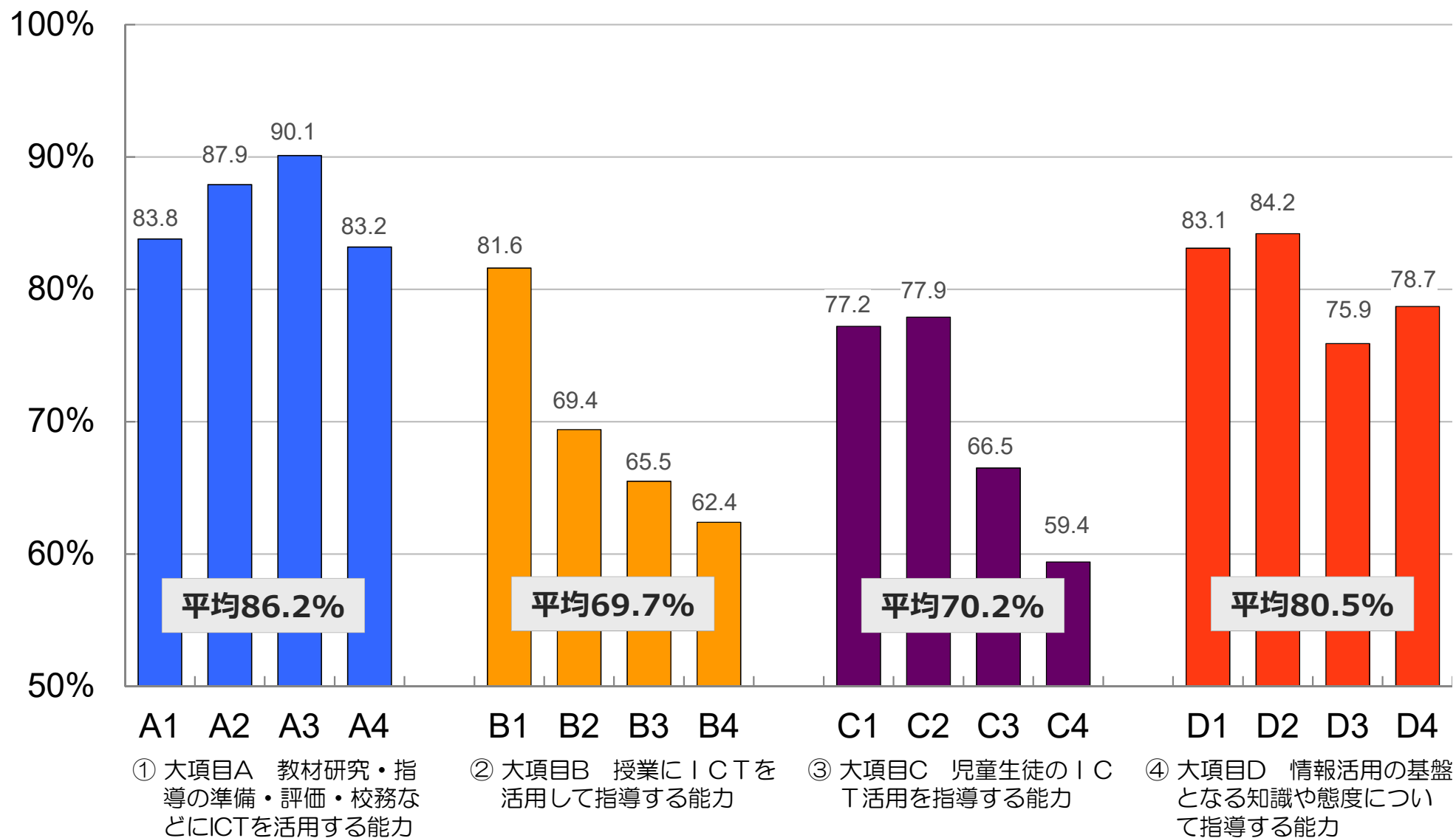
学校種別 学校における主なICT環境の整備状況

H31年3月1日現在

	全学校種	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
学校数	33,387	19,331	9,325	80	3,550	31	1,070
児童生徒数	11,673,644	6,310,999	2,982,407	32,957	2,188,420	22,367	136,494
普通教室数	466,670	260,946	108,441	1,489	66,989	638	28,167
教育用コンピュータ台数	2,169,850	1,038,470	570,171	7,822	493,149	5,501	54,737
教育用コンピュータ 1台当たり児童生徒数	<u>5.4人/台</u>	6.1人/台	5.2人/台	4.2人/台	4.4人/台	4.1人/台	2.5人/台
普通教室の 無線LAN整備率	<u>41.0%</u>	43.4%	42.2%	70.0%	29.2%	37.1%	41.2%
(参考)普通教室の 校内LAN整備率	<u>89.9%</u>	89.5%	88.1%	95.8%	93.3%	89.7%	92.5%
インターネット接続率 (30Mbps以上)	<u>93.9%</u>	93.3%	93.4%	88.8%	97.4%	100.0%	97.8%
(参考)インターネット接続率 (100Mbps以上)	<u>70.3%</u>	68.5%	68.1%	67.5%	82.2%	87.1%	82.9%
普通教室の 大型提示装置整備率	<u>52.2%</u>	62.2%	48.7%	67.0%	31.6%	44.4%	22.2%
教員の校務用 コンピュータ整備率	<u>120.5%</u>	116.8%	118.1%	117.7%	135.5%	127.6%	113.9%
統合型校務支援 システム整備率	<u>57.5%</u>	55.5%	55.6%	67.5%	74.8%	61.3%	51.7%

出典:平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成31年3月現在)[確定値]

教員のICT活用指導力の状況（16小項目別）



※ 文部科学省「教員のICT活用指導力チェックリストの改訂等に関する検討会」において、平成30年度に取りまとめられた4つの大項目(A～D)と16の小項目(A1～D4)からなるチェックリストに基づき、全教員が自己評価を行う形で調査を行った。

※ 16の小項目(A1～D4)ごとに4段階評価を行い、「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合を、大項目(A～D)ごとに平均して算出した値。

※ A1～D4の各小項目の内容については(参考)教員のICT活用指導力チェックリスト(P. 22)を参照。

出典:平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成31年3月現在)[確定値]

(参考) 教員のICT活用指導力チェックリスト

平成30年6月改訂

ICT環境が整備されていることを前提として、以下のA-1からD-4の16項目について、右欄の4段階でチェックしてください。

4 できる	3 ややできる	2 あまりできない	1 ほとんどできない
----------	------------	--------------	---------------

4 できる	3 ややできる	2 あまりできない	1 ほとんどできない
----------	------------	--------------	---------------

A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力

A-1 教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。

4	3	2	1
---	---	---	---

A-2 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。

4	3	2	1
---	---	---	---

A-3 授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。

4	3	2	1
---	---	---	---

A-4 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。

4	3	2	1
---	---	---	---

B 授業にICTを活用して指導する能力

B-1 児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。

4	3	2	1
---	---	---	---

B-2 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。

4	3	2	1
---	---	---	---

B-3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。

4	3	2	1
---	---	---	---

B-4 グループで話し合っって考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。

4	3	2	1
---	---	---	---

C 児童生徒のICT活用を指導する能力

C-1 学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

C-2 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

C-3 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

C-4 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

D-1 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

D-2 児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

D-3 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。

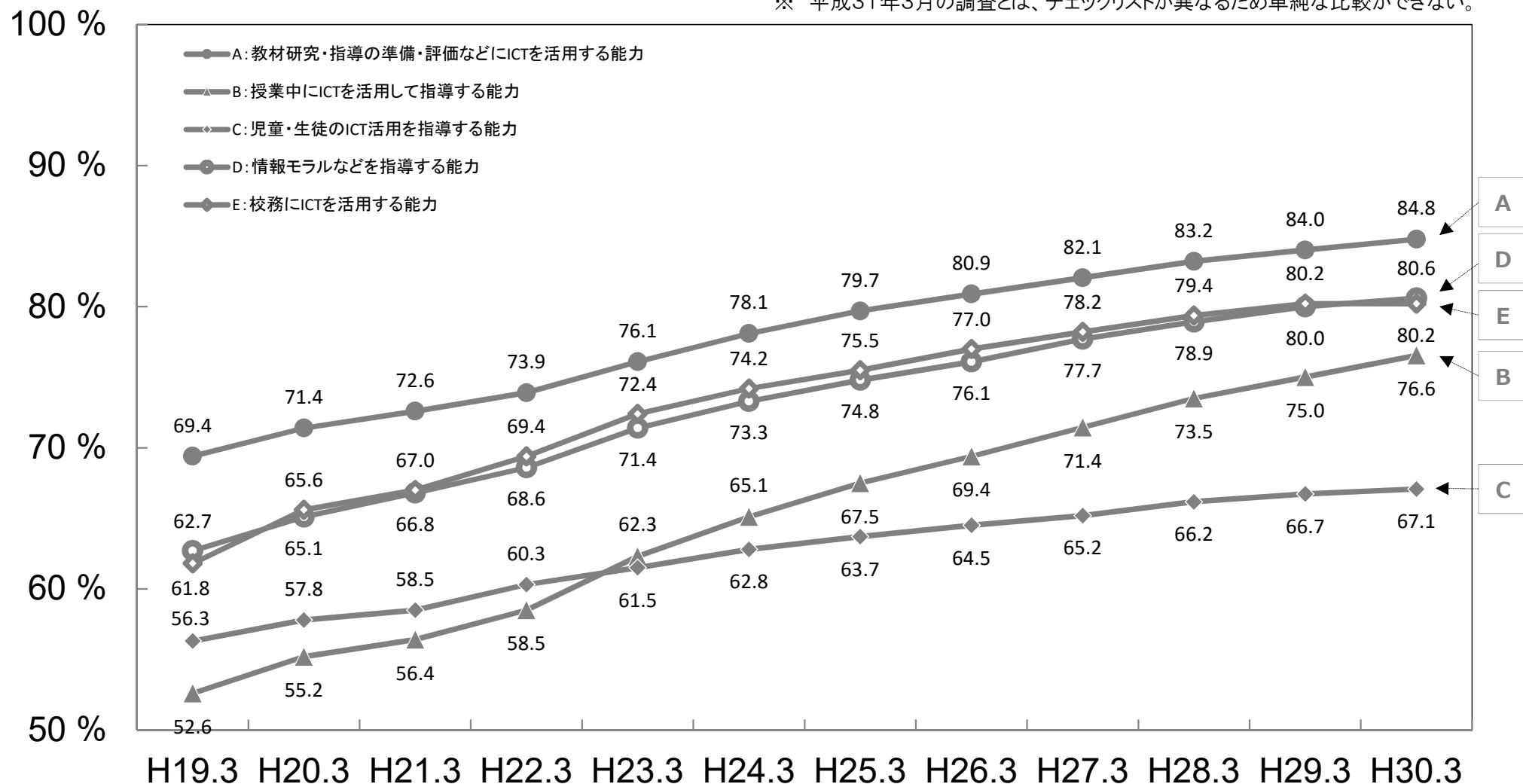
4	3	2	1
---	---	---	---

D-4 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

(参考) 教員のICT活用指導力の推移

※ 平成31年3月の調査とは、チェックリストが異なるため単純な比較ができない。



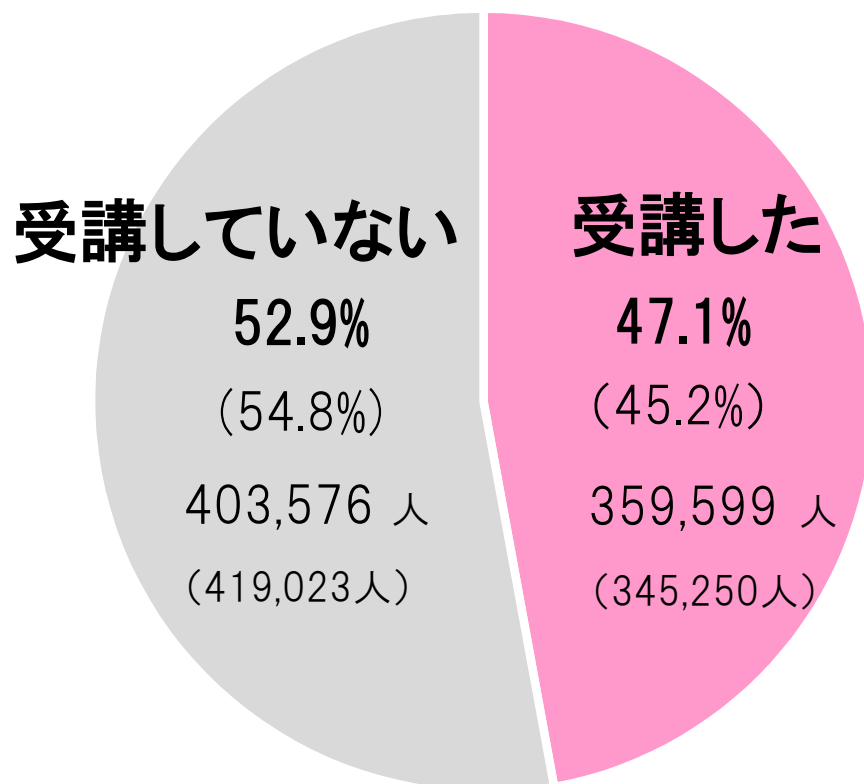
※ 全国の公立学校における全教員を対象として、文部科学省「教員のICT活用指導力の基準の具体化・明確化に関する検討会」において平成18年度にとりまとめた5つの大項目(A~E)と18の小項目(A1~E2)からなるチェックリストに基づき、全教員が自己評価を行う形で調査を行った。

※ 18の小項目(A1~E2)ごとに4段階評価を行い、「わりにはできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合を、大項目(A~E)ごとに平均して算出した値。

出典:平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成31年3月現在)[確定値]

ICT活用指導力の各項目に関する研修の受講状況

平成30年度中にICT活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合



ICT活用指導力の各項目

- A: 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
- B: 授業にICTを活用して指導する能力
- C: 児童生徒のICT活用を指導する能力
- D: 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

()は前年度の値

※ 1人の教員が複数の研修を受講している場合も、「1人」とカウントする。

※ 平成31年3月末日までの間に受講予定の教員も含む。

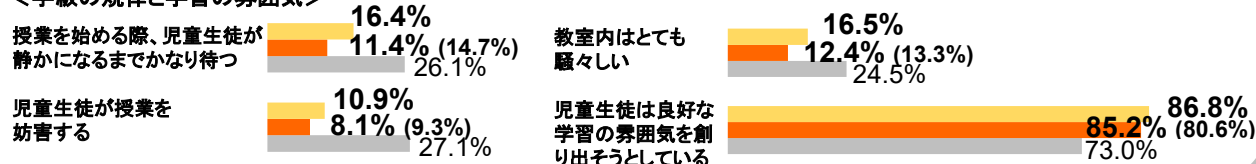
※ 「受講していない」には、平成30年度に受講していないが、平成29年度までに研修を受講した教員を含む。

我が国の教員の現状と課題 – TALIS 2018結果より –

学級において規律が整っており、良好な学習の雰囲気がある。

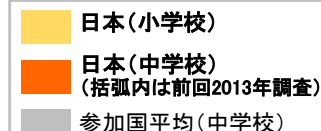
▶ 日本の小中学校教員の回答は、学級における規律や学習の雰囲気についてよい結果を示しており、中学校教員において、前回2013年調査と比べて一層よい結果となっている。

<学級の規律と学習の雰囲気>



TALIS 2018

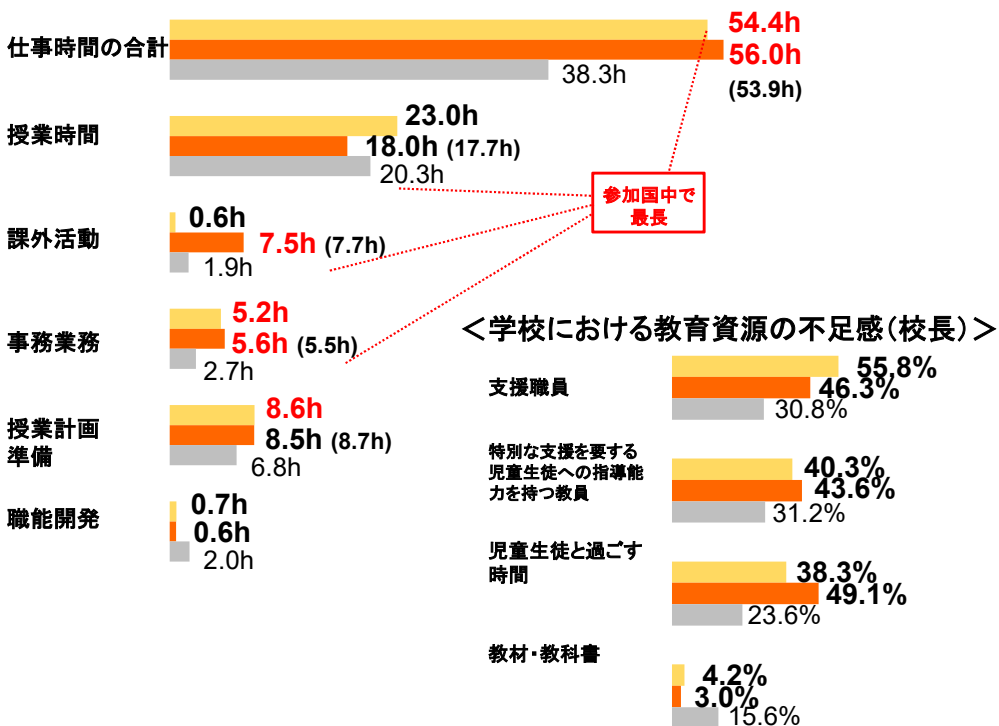
・OECD加盟国等48か国・地域が参加(初等教育は15か国・地域が参加)
 ・日本では2018年2月～3月に小学校約200校及び中学校約200校の校長、教員に対して質問紙調査を実施



教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きい。

▶ 日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は**最長**。
 ▶ 前回2013年調査と同様に、中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い。一方、日本の小中学校教員が**職能開発活動に使った時間は、参加国中で最短**。
 ▶ 質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足を指摘する日本の小中学校校長が多い。一方、教材の不足については指摘が少ない。

<教員の1週間あたりの仕事時間>

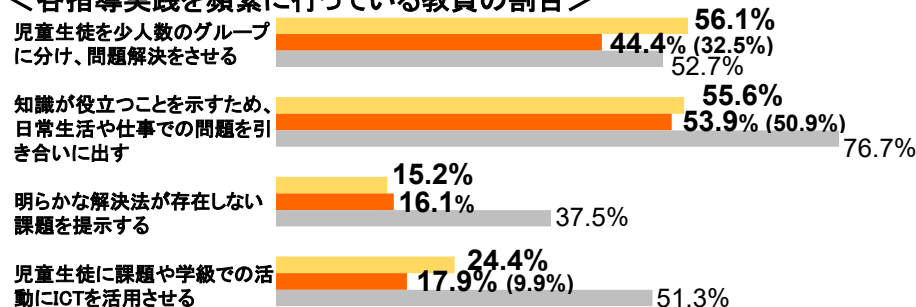


<学校における教育資源の不足感(校長)>

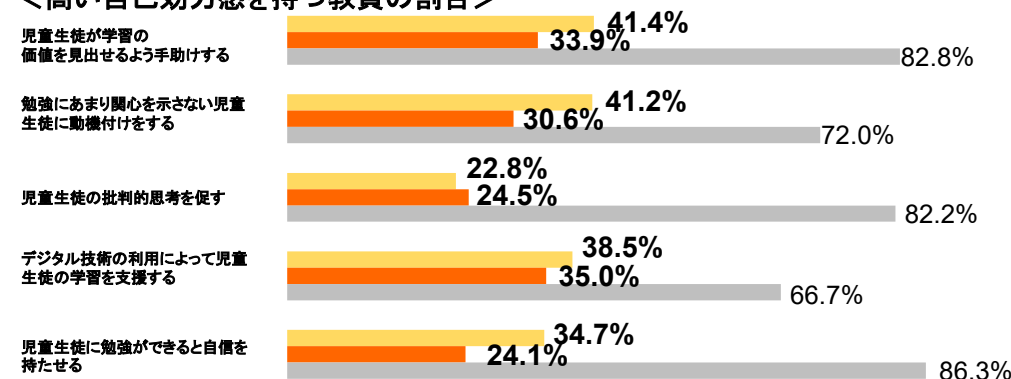
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やICT活用の取組等が十分でない。

▶ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や探究的な学習に関わる指導実践について、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
 ▶ 生徒にICTを活用させることについて、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は**前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。**
 ▶ 児童生徒の自己肯定感や学習意欲を高めることに対して高い自己効力感を持つ日本の小中学校教員の割合は低い。

<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



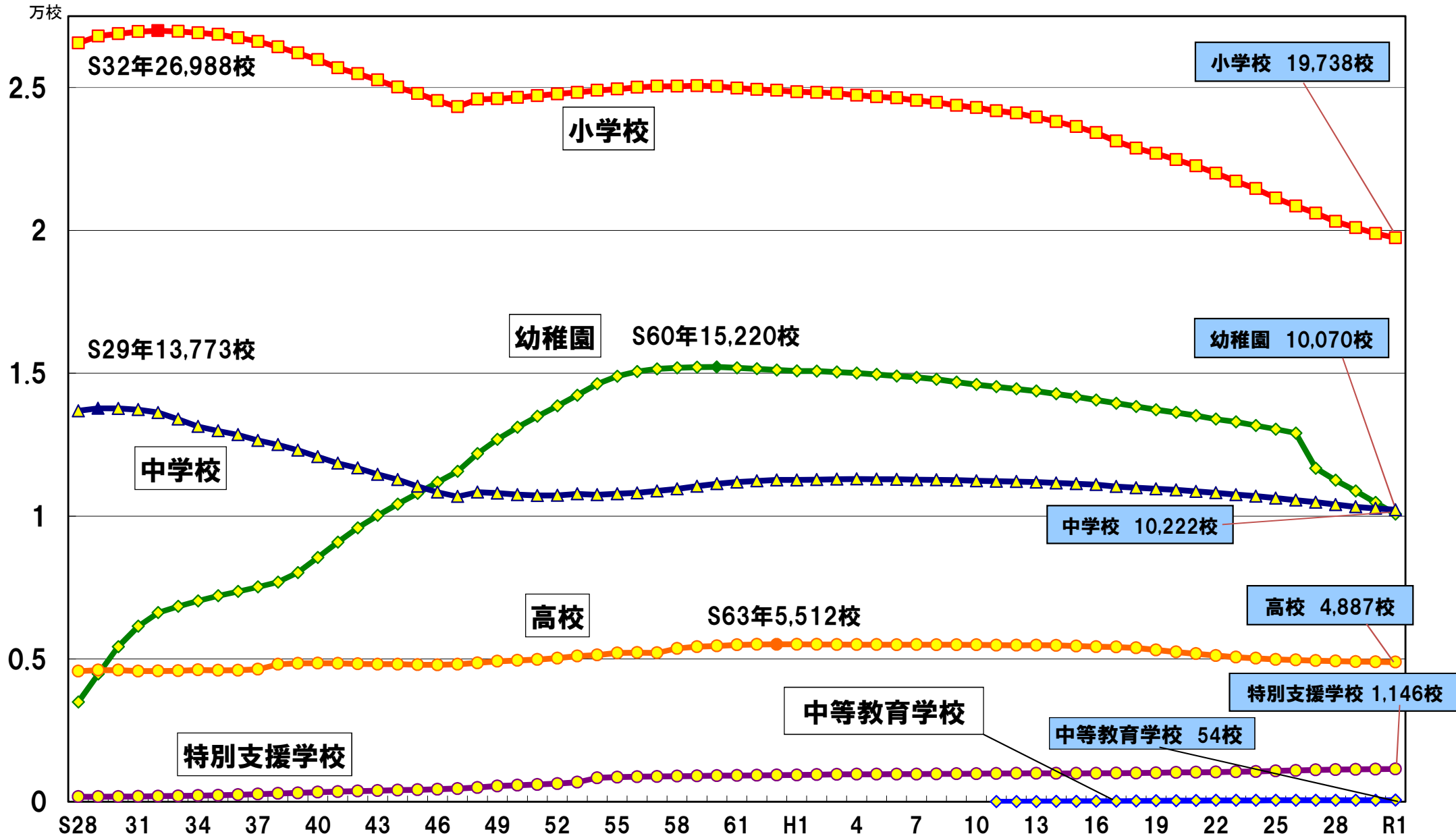
<高い自己効力感を持つ教員の割合>



我が国の学校数等に関する 基本データ

学校数【推移】

(国公立の合計数)

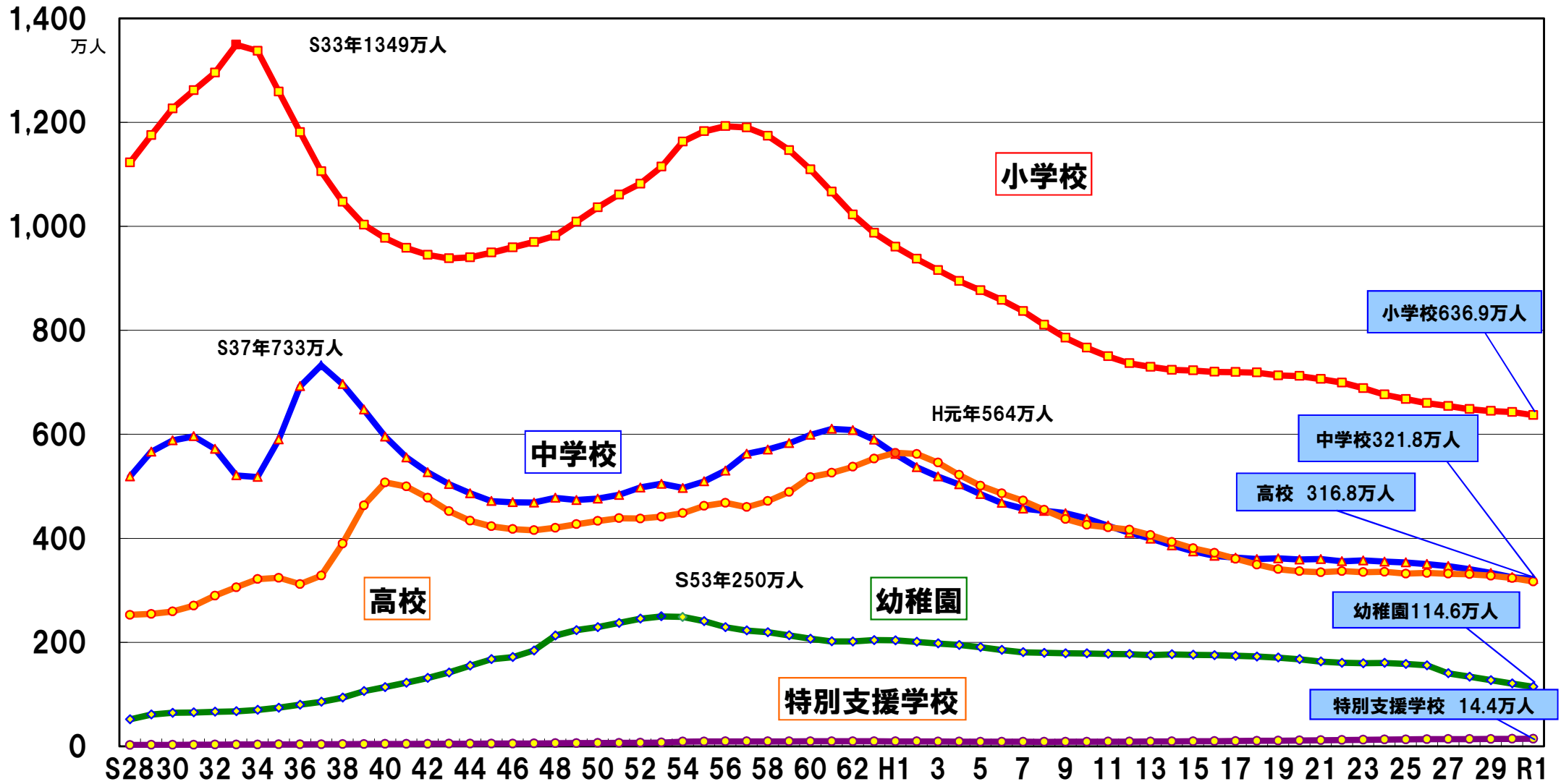


*特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

出典:文部科学省「学校基本統計(令和元年度)」

児童生徒数【推移】

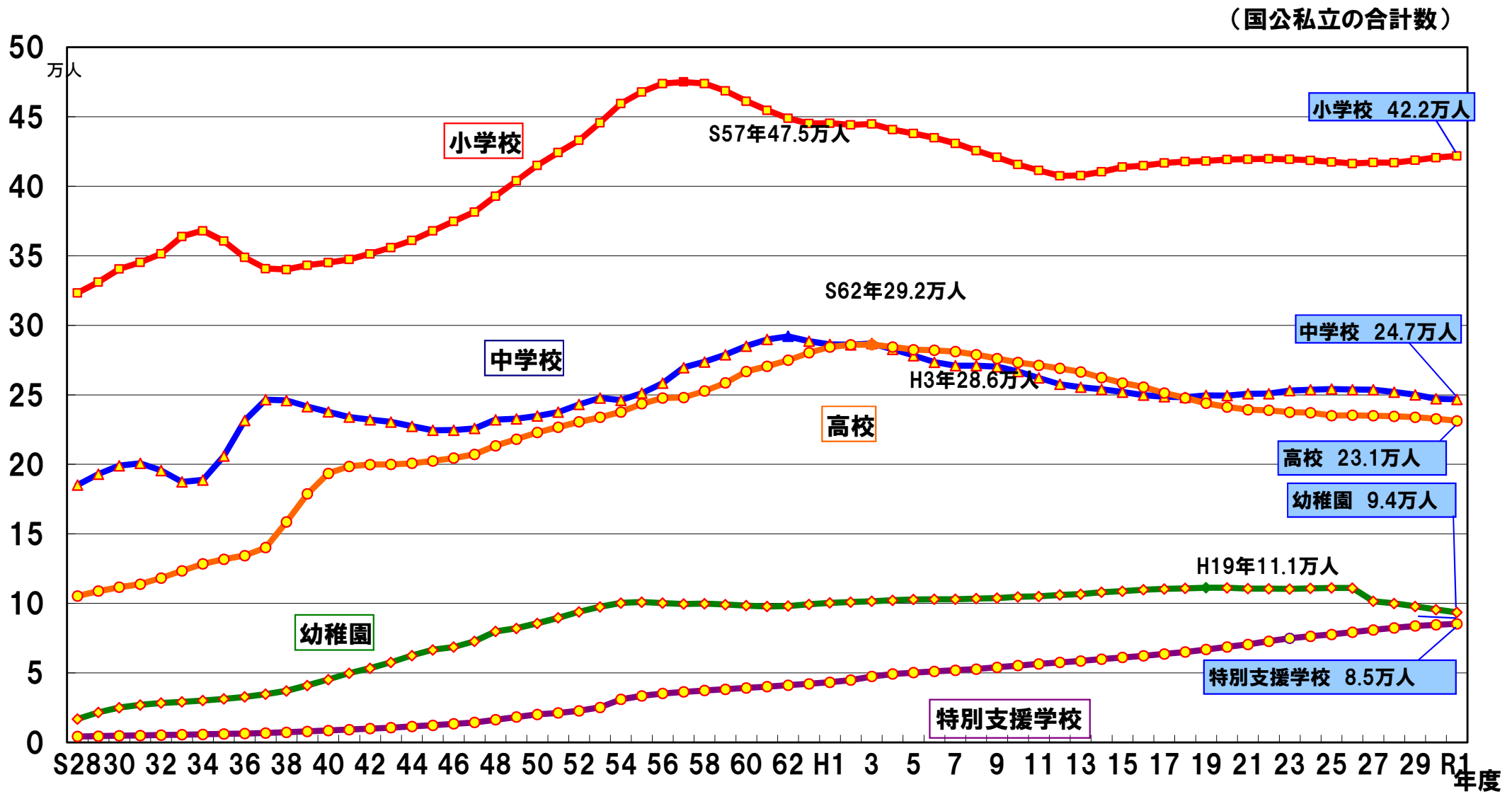
(国公立の合計数)



* 特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

出典:文部科学省「学校基本統計(令和元年度)」

教員数【推移】

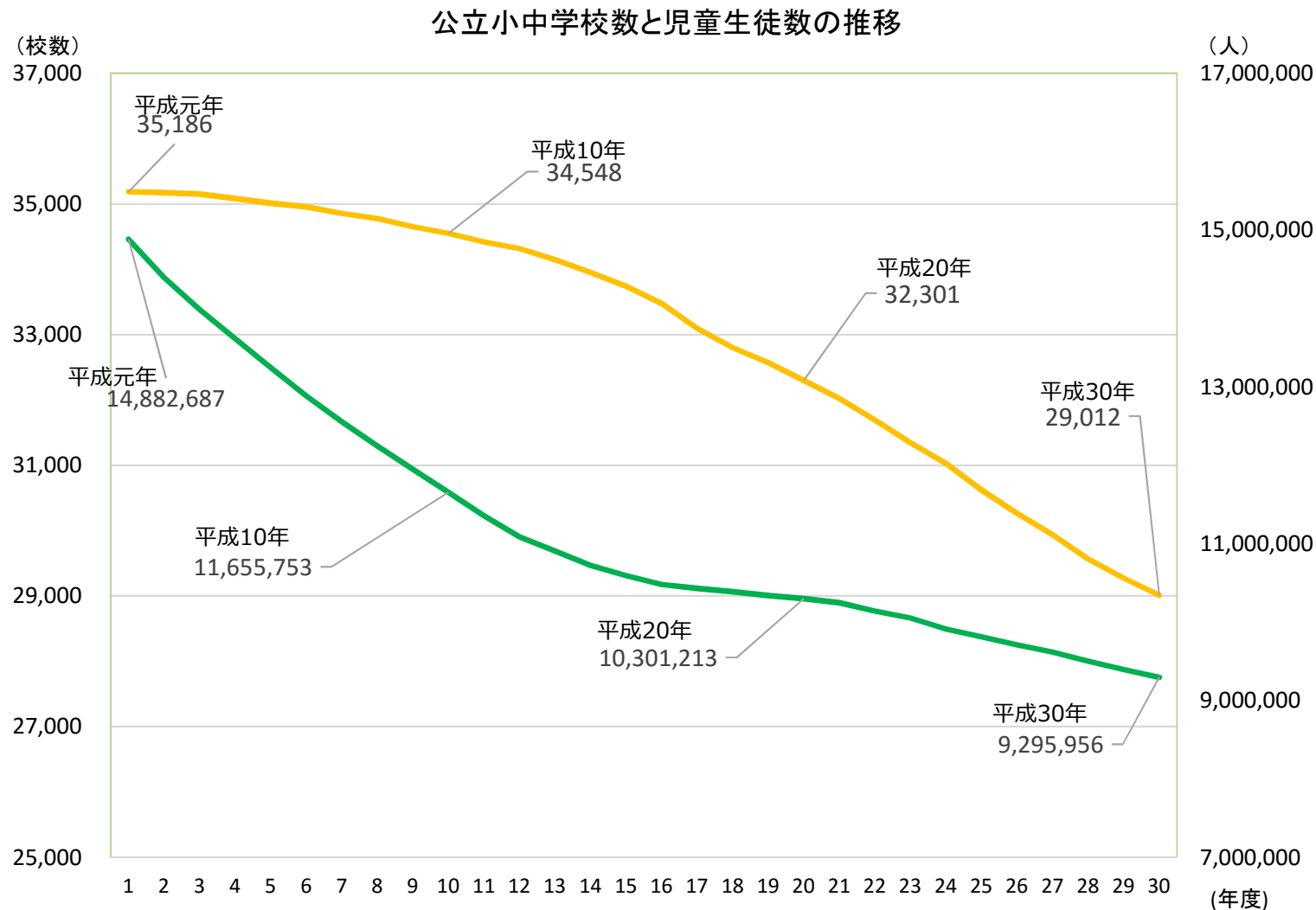


* 特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

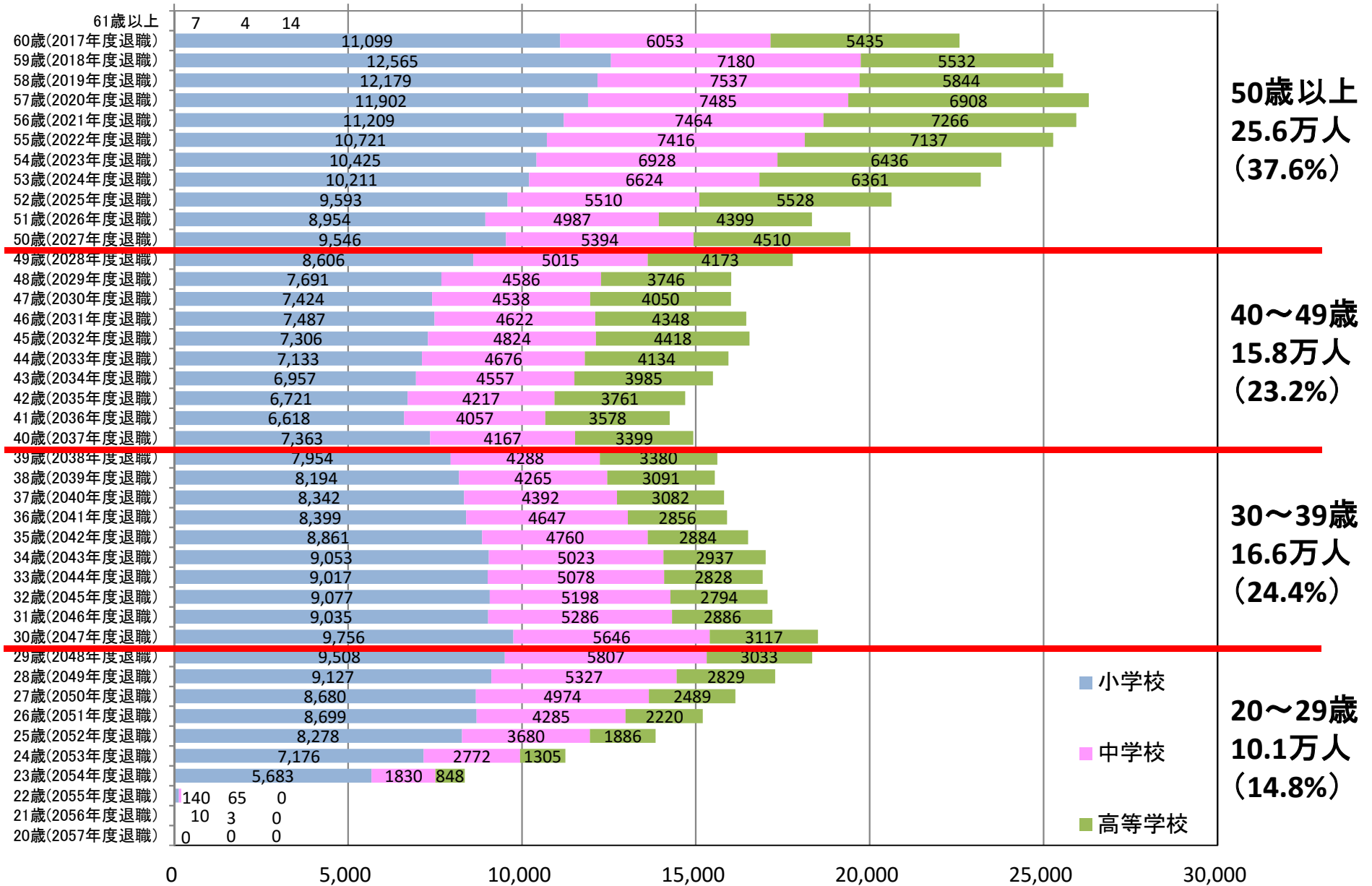
出典:文部科学省「学校基本統計(令和元年度)」

公立小中学校数と児童生徒数の推移（H1～H30）

- 過去10年間で公立小中学校の学校数は10.2% (3,289校)減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.8% (1,005,257人)減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等という市町村は232 (13.3%)ある。



公立学校年齢別教員数（平成29年度）



【小学校】 336,706人 42.6歳 【高校】 149,427人 45.5歳
 【中学校】 195,167人 43.4歳 【合計】 681,300人 43.4歳

※平成29年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))
 ※年齢は、平成29年度末時点

大学等における教員養成に関する 基礎データ

大学等における教員養成の現状

1. 課程認定数

(平成30年4月1日現在)

	大学				短期大学				大学院			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
大学等数	82	90	588	760	0	18	316	334	86	82	464	632
課程認定を有する 大学等数	76	62	474	612	0	8	228	236	78	40	313	431
割合	92.7%	68.9%	80.6%	80.5%	0.0%	44.4%	72.2%	70.7%	90.7%	48.8%	67.5%	68.2%

2. 国立教員養成系大学・学部の現状(令和元年度)

学部

大学数	入学定員		合計
	教員養成課程	新課程	
44 (うち単科大学11)	11,197	1,518	12,715

注)新課程:教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。

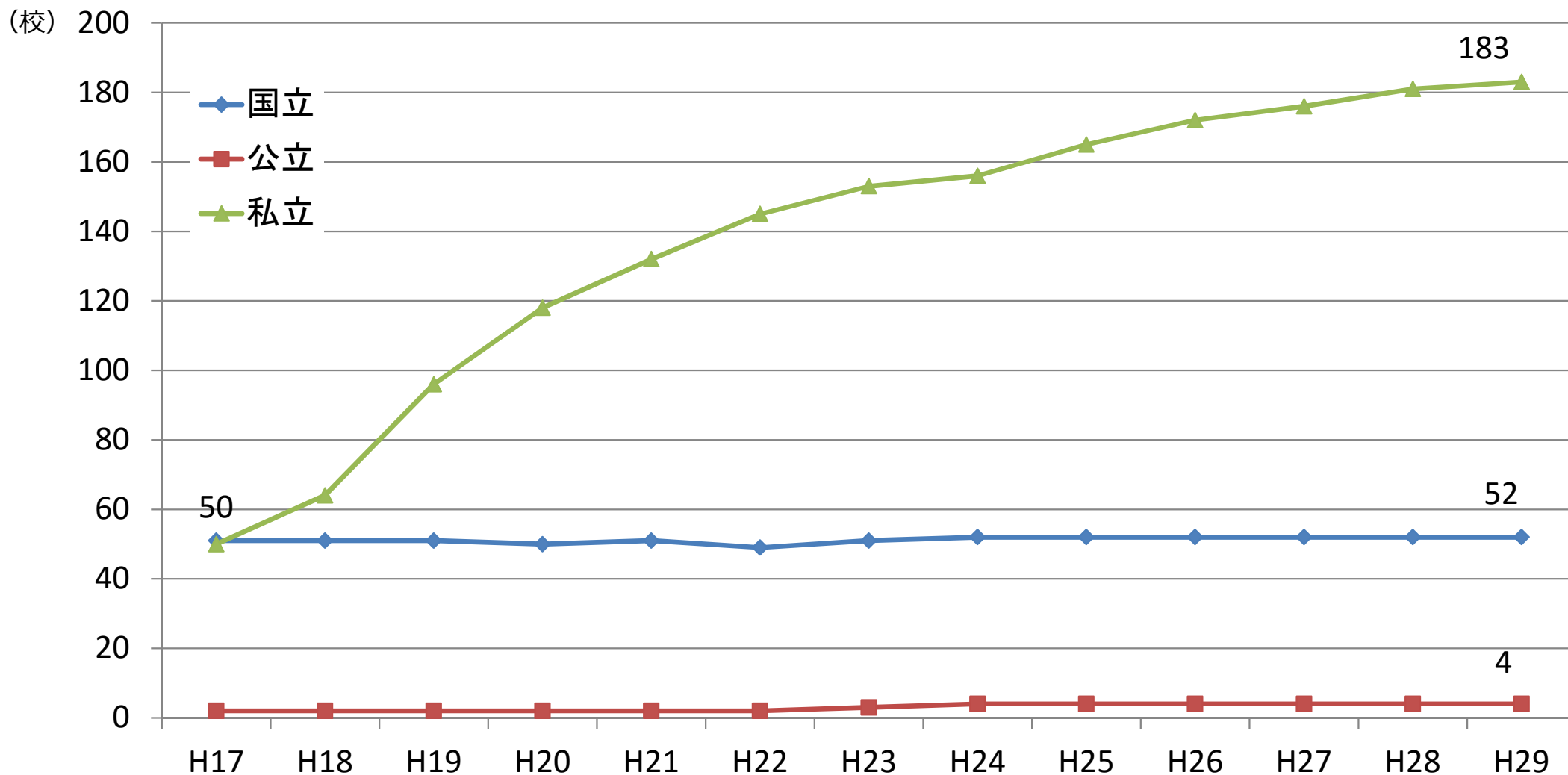
教職大学院(専門職学位課程)

大学院(修士課程)

設置 大学数	研究科数	専攻数	入学定員
37	52	114	1,848

区分	設置大学数	入学定員
国立	47	1,849
私立	7	205
合計	54	2,054

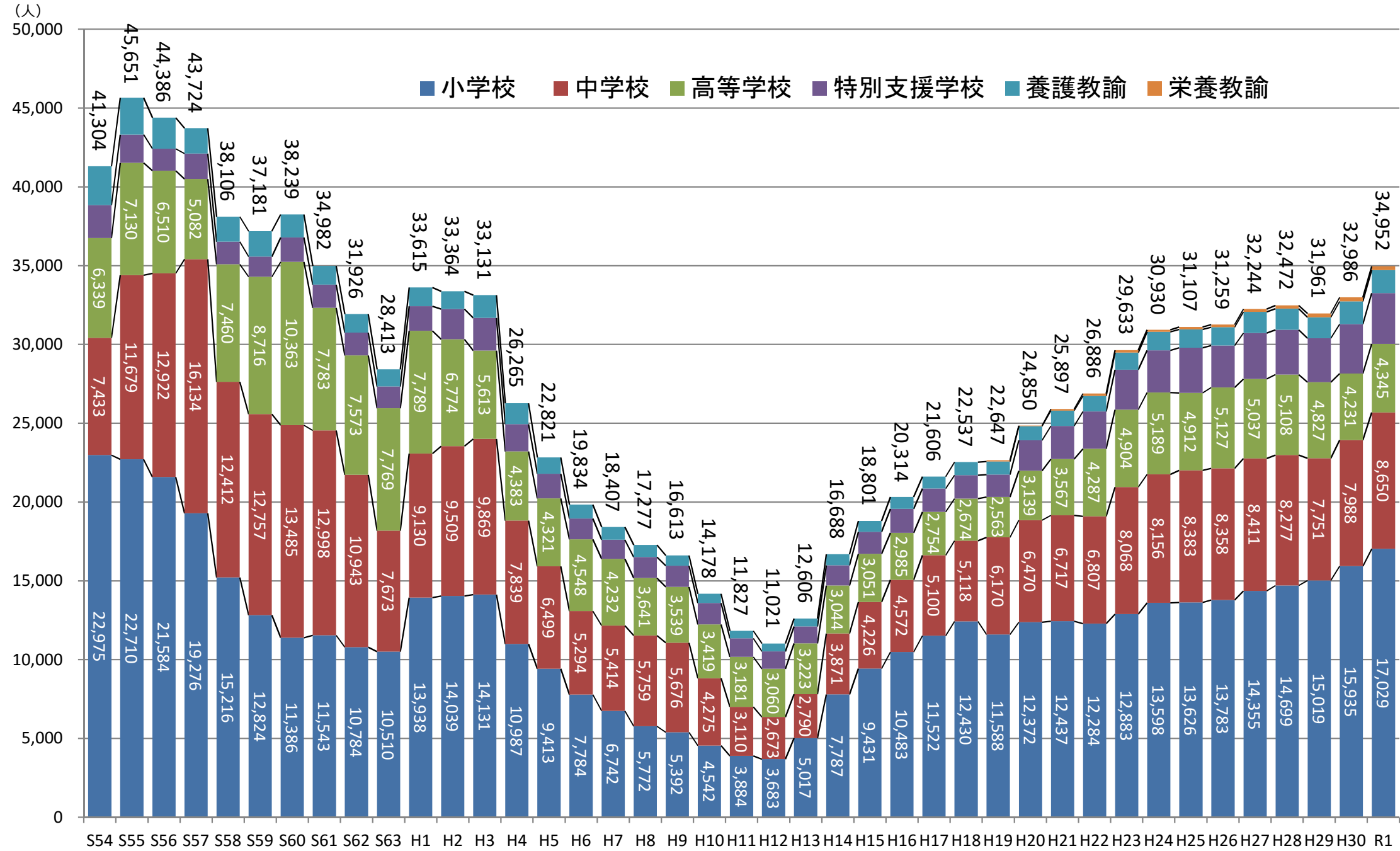
小学校教諭一種免許状の認定課程を有する大学数の推移



教員分野に係る大学等の設置
又は收容定員増に関する
抑制方針の撤廃

出典: 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

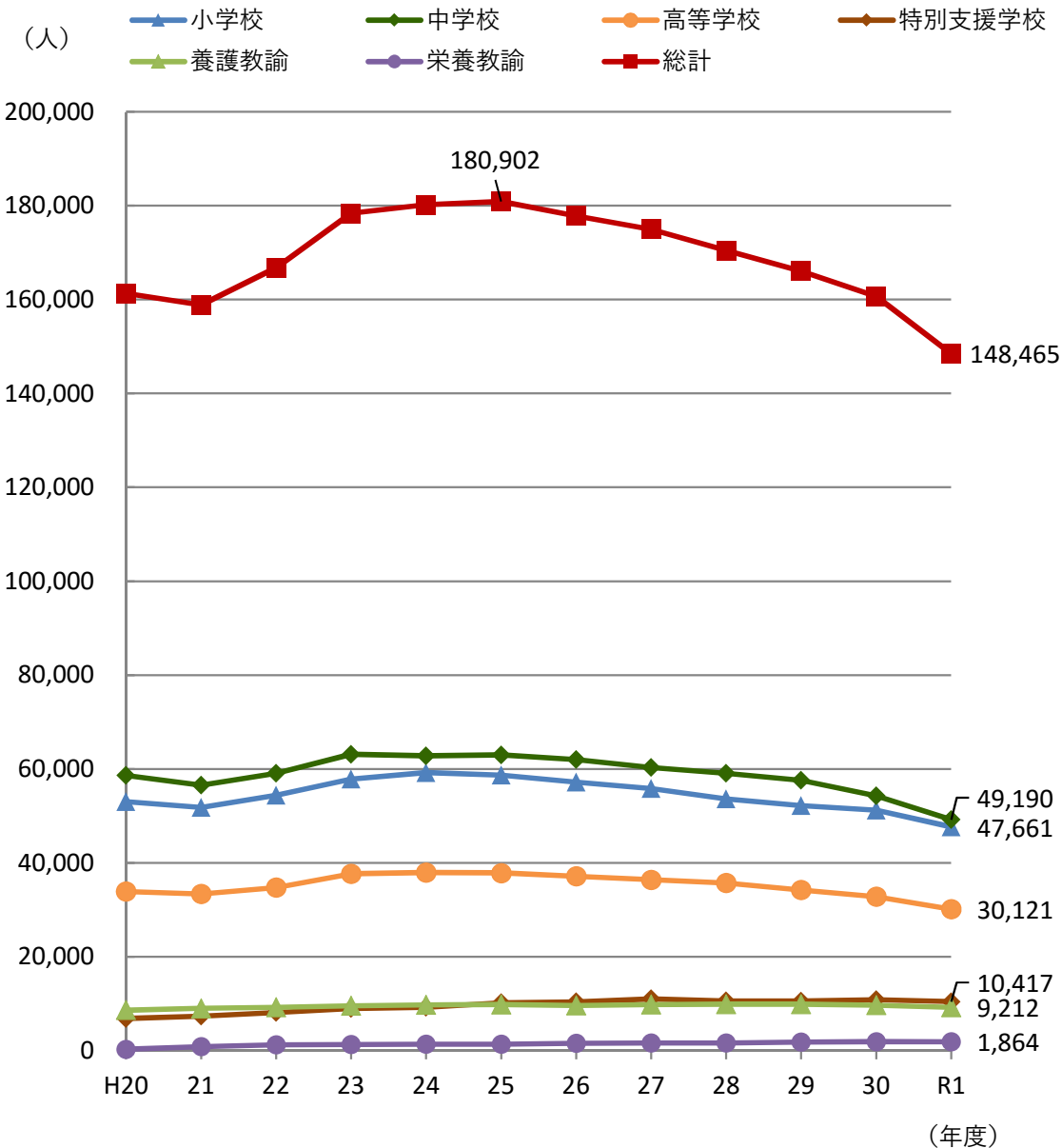
公立学校教員採用数の推移



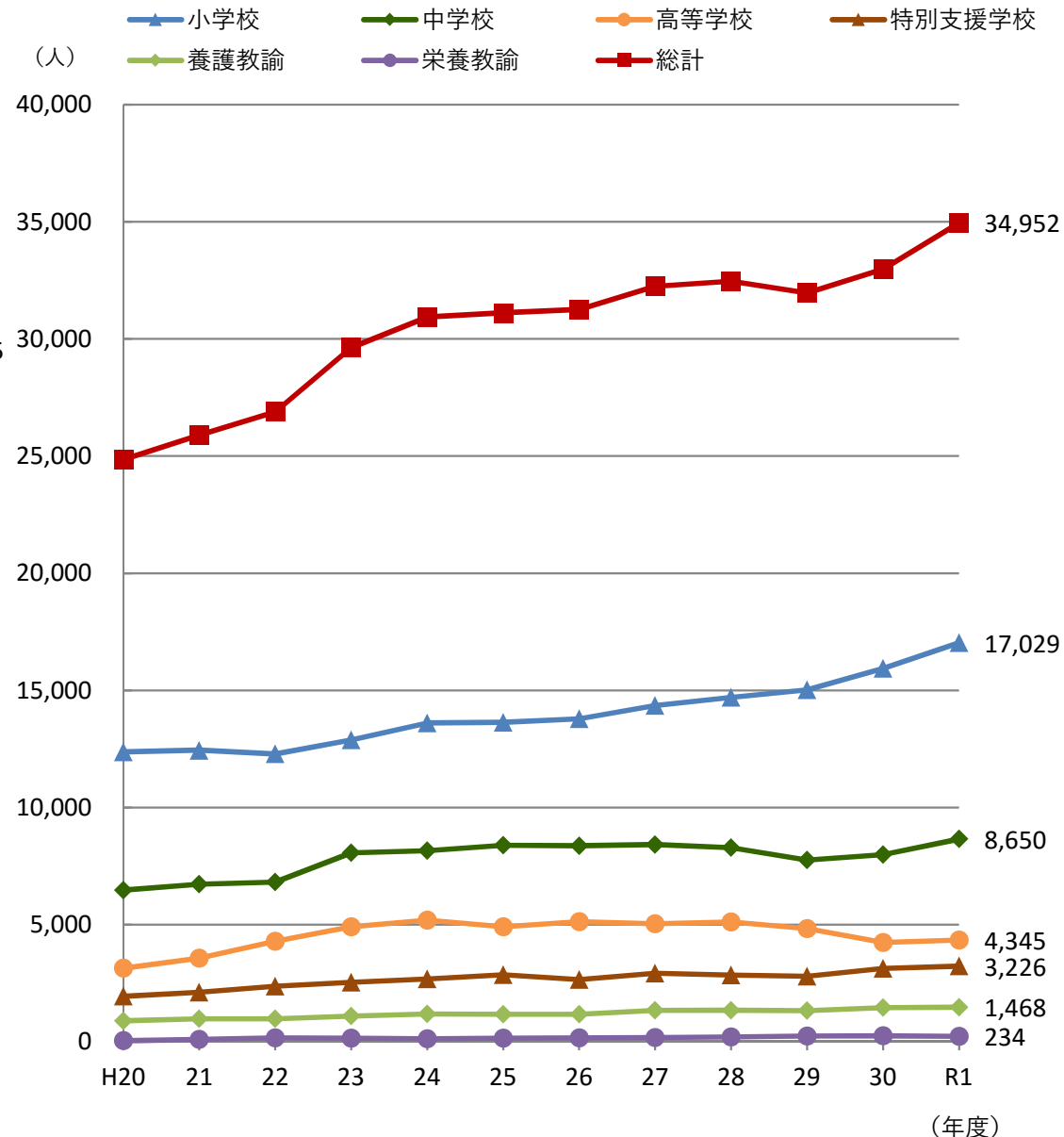
出典: 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

教員採用試験の受験者と採用者の状況

試験区分別受験者数の推移

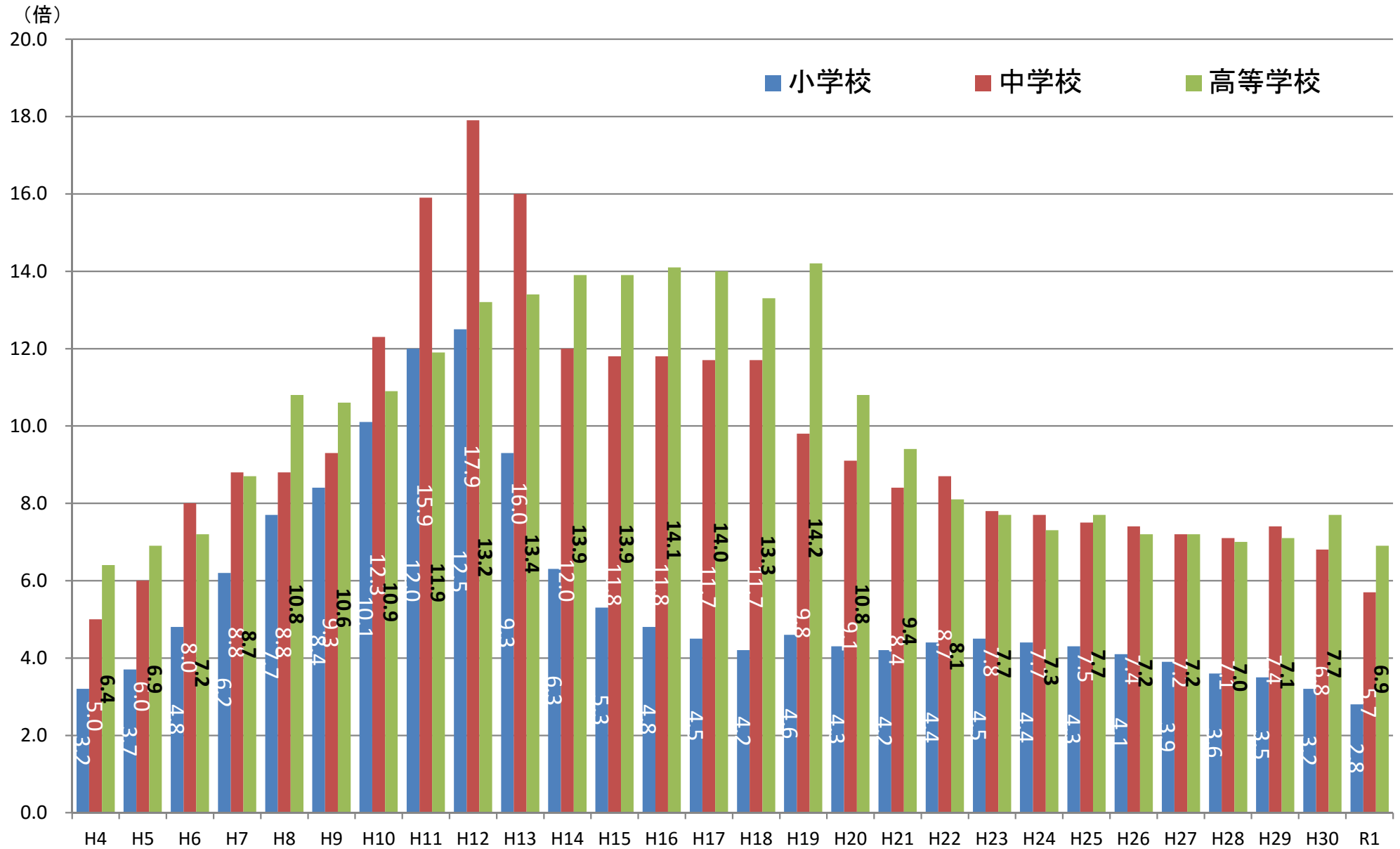


試験区分別採用者数の推移



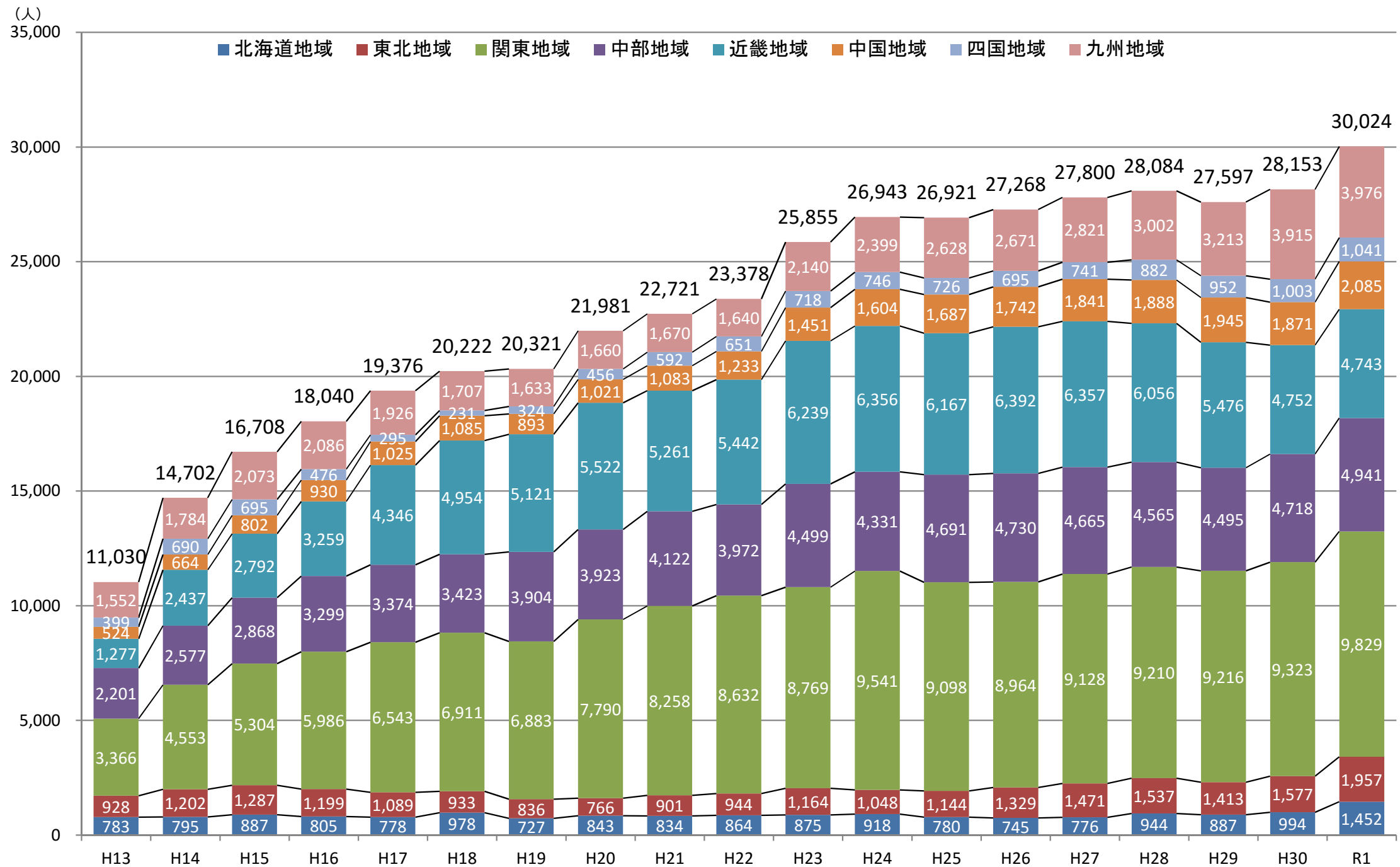
出典：令和元年度公立学校教員採用選考試験の実施状況
(令和元年12月 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課)

公立学校教員採用選考試験の倍率の推移



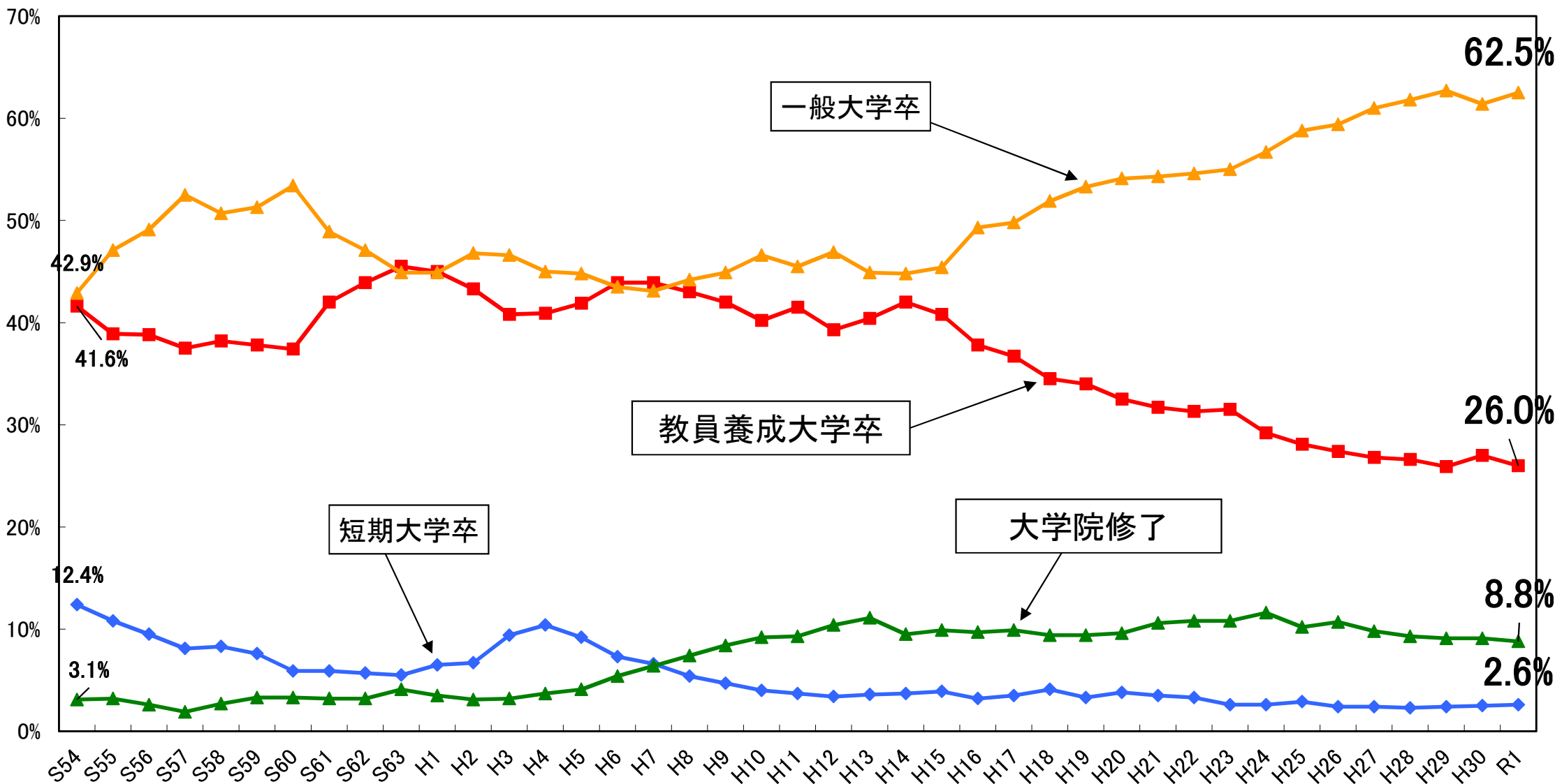
出典: 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

地域別公立小中高等学校教員採用数の推移



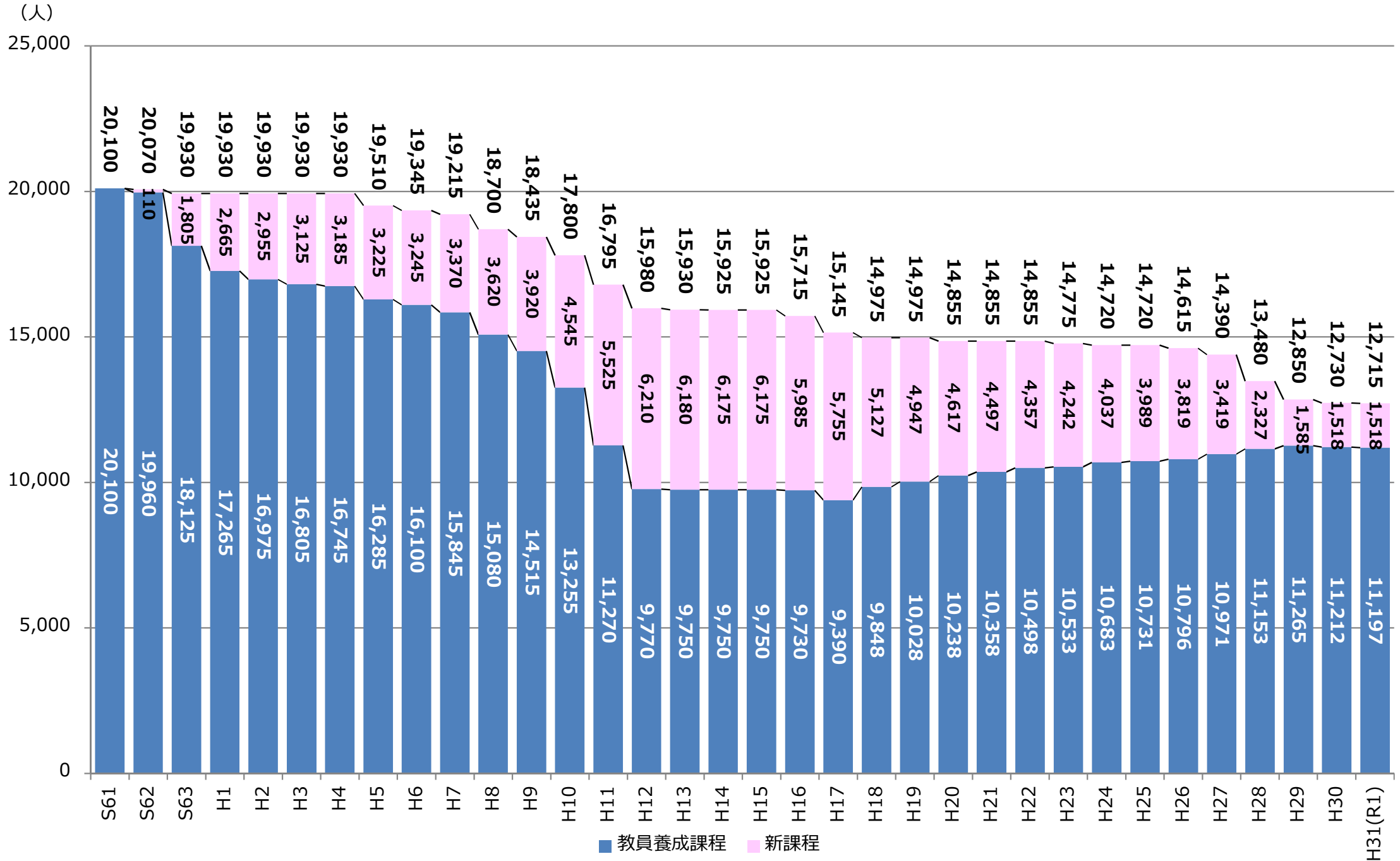
公立学校教員採用試験における学歴別採用者の状況

公立の小学校，中学校，高等学校，特別支援学校の教諭，養護教諭及び栄養教諭の学歴別採用者の割合



出典：文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

国立大学教員養成学部入学定員の推移



出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

教員養成単科大学の規模

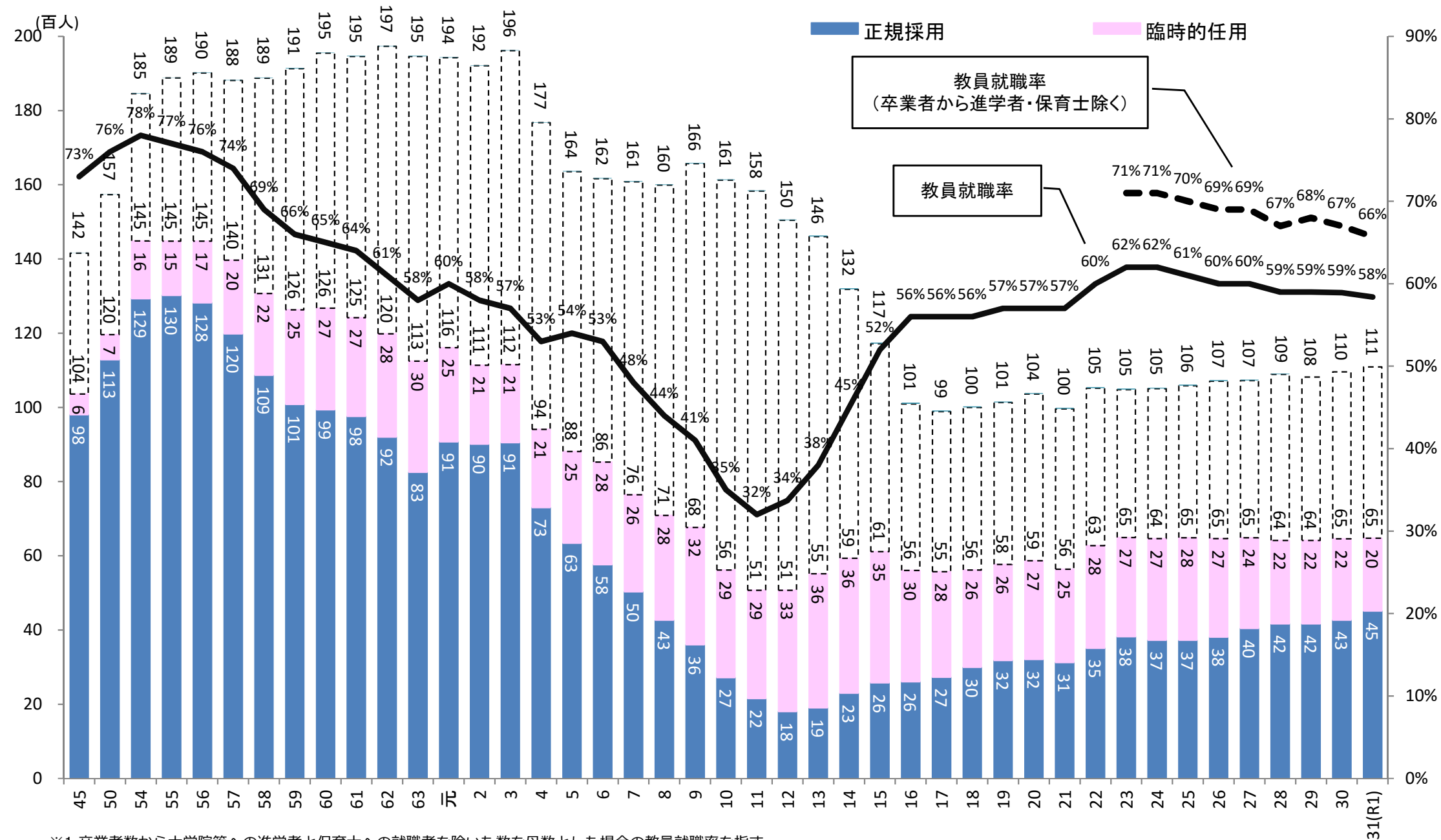
1. 学生定員(降順) (令和元年度)

No	大学名	学部	大学院	合計
1	北海道教育大学	1,185	180	1,365
2	東京学芸大学	1,010	319	1,329
3	大阪教育大学	900	211	1,111
4	愛知教育大学	865	150	1,015
5	福岡教育大学	615	80	695
6	兵庫教育大学	160	300	460
7	上越教育大学	160	300	460
8	京都教育大学	300	117	417
9	宮城教育大学	345	57	402
10	鳴門教育大学	100	300	400
11	奈良教育大学	255	70	325

2. 教員数(降順) (平成30年度)

No	大学名	学部	大学院	合計
1	北海道教育大学	351	28	379
2	東京学芸大学	308	20	328
3	大阪教育大学	244	15	259
4	愛知教育大学	200	14	214
5	福岡教育大学	145	17	162
6	兵庫教育大学	-	157	157
7	上越教育大学	13	134	147
8	鳴門教育大学	-	134	134
9	京都教育大学	106	22	128
10	宮城教育大学	90	14	104
11	奈良教育大学	83	17	100

国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）卒業者の教員就職状況



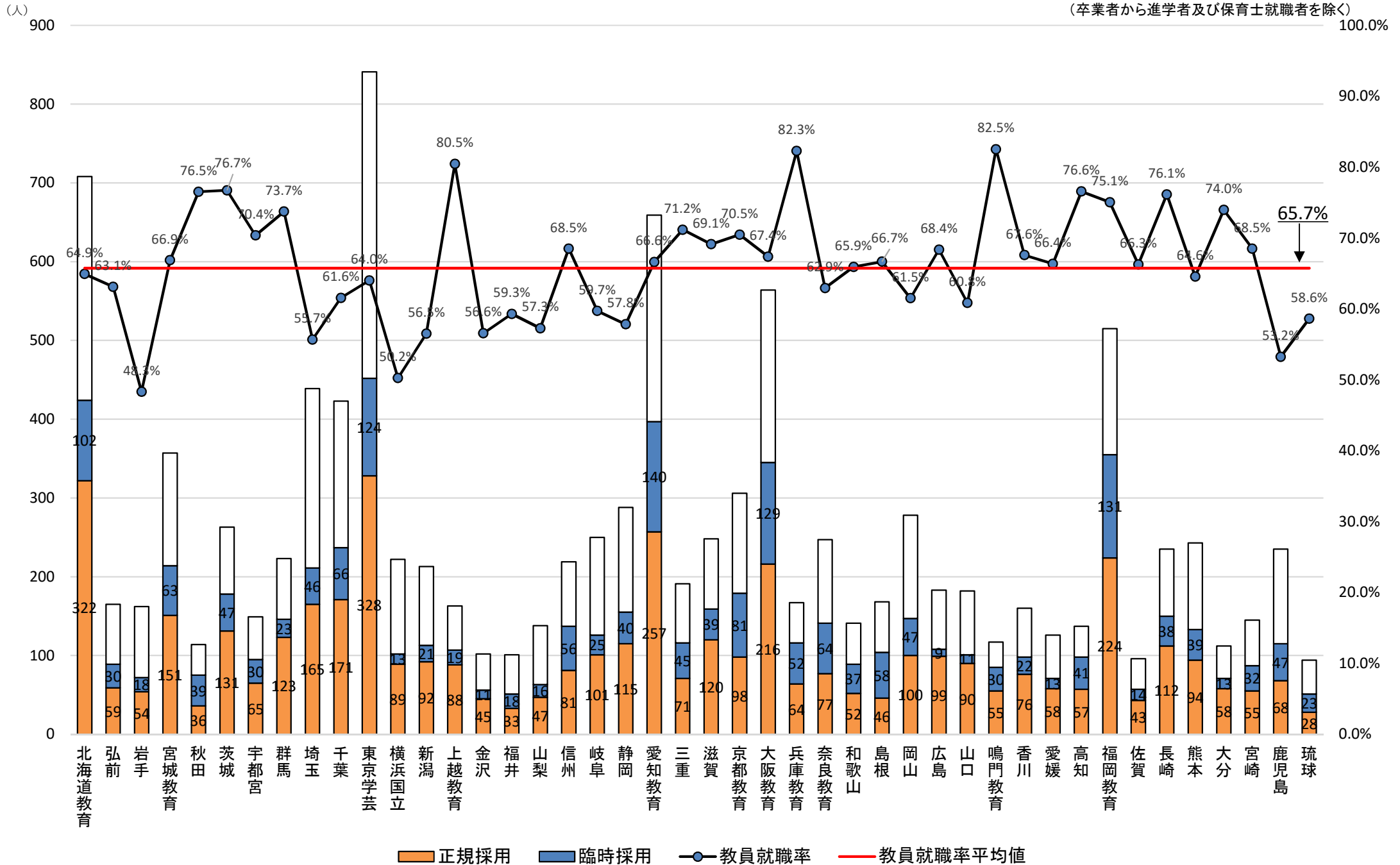
※1 卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数とした場合の教員就職率を指す。

※2 「正規採用」は、国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小、中、高等、中等教育、特別支援学校の常勤教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者を指す。

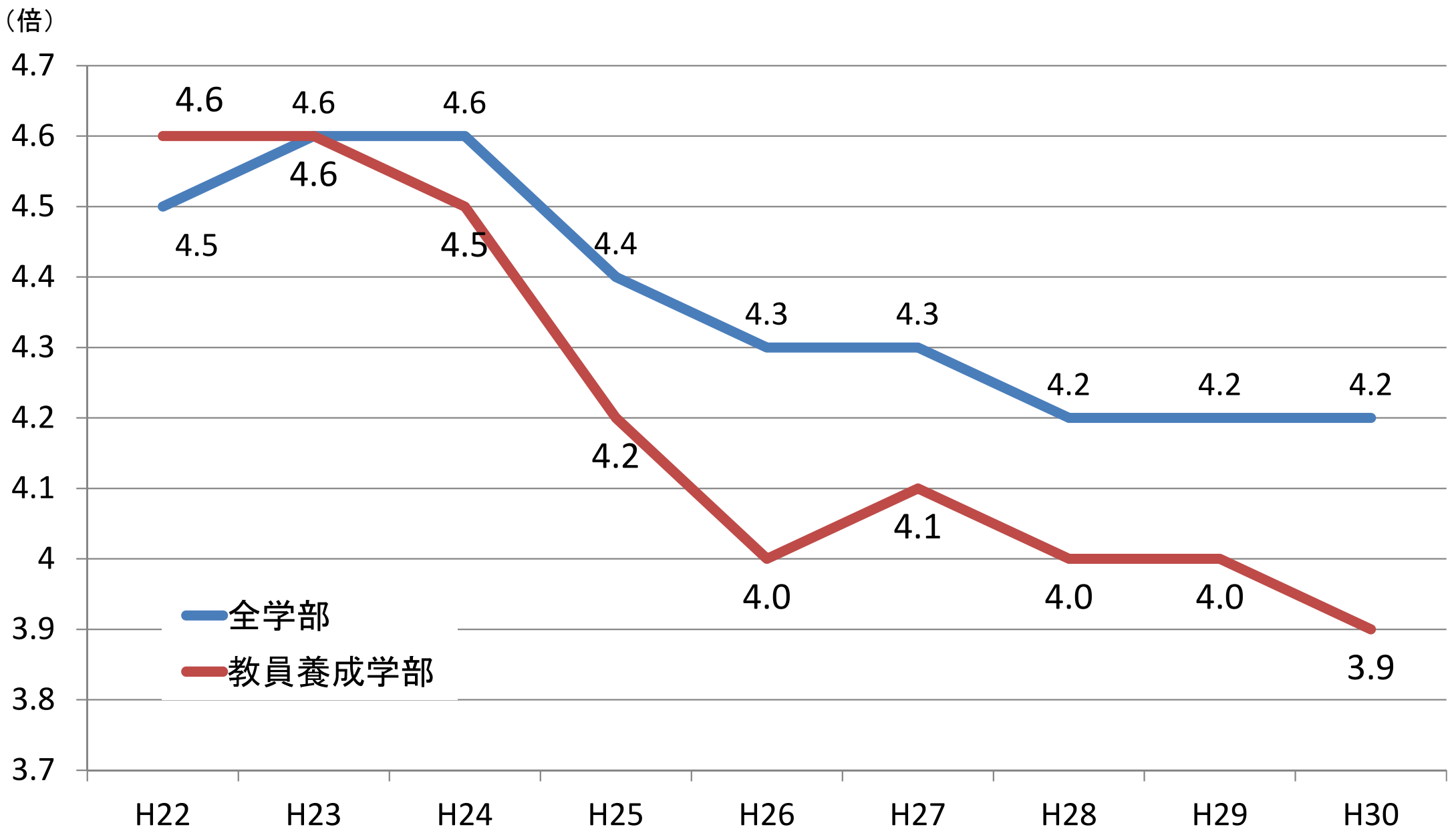
※3 「臨時的任用」は、1年以内の期限付きの教員や病休、産休、育児休業などの代替教員等として臨時的に任用（採用）された者を指す。

※4 「その他」は、主に大学院等進学者や教員・保育士以外への就職者等を指す。

平成31年3月卒業者の大学別教員就職状況

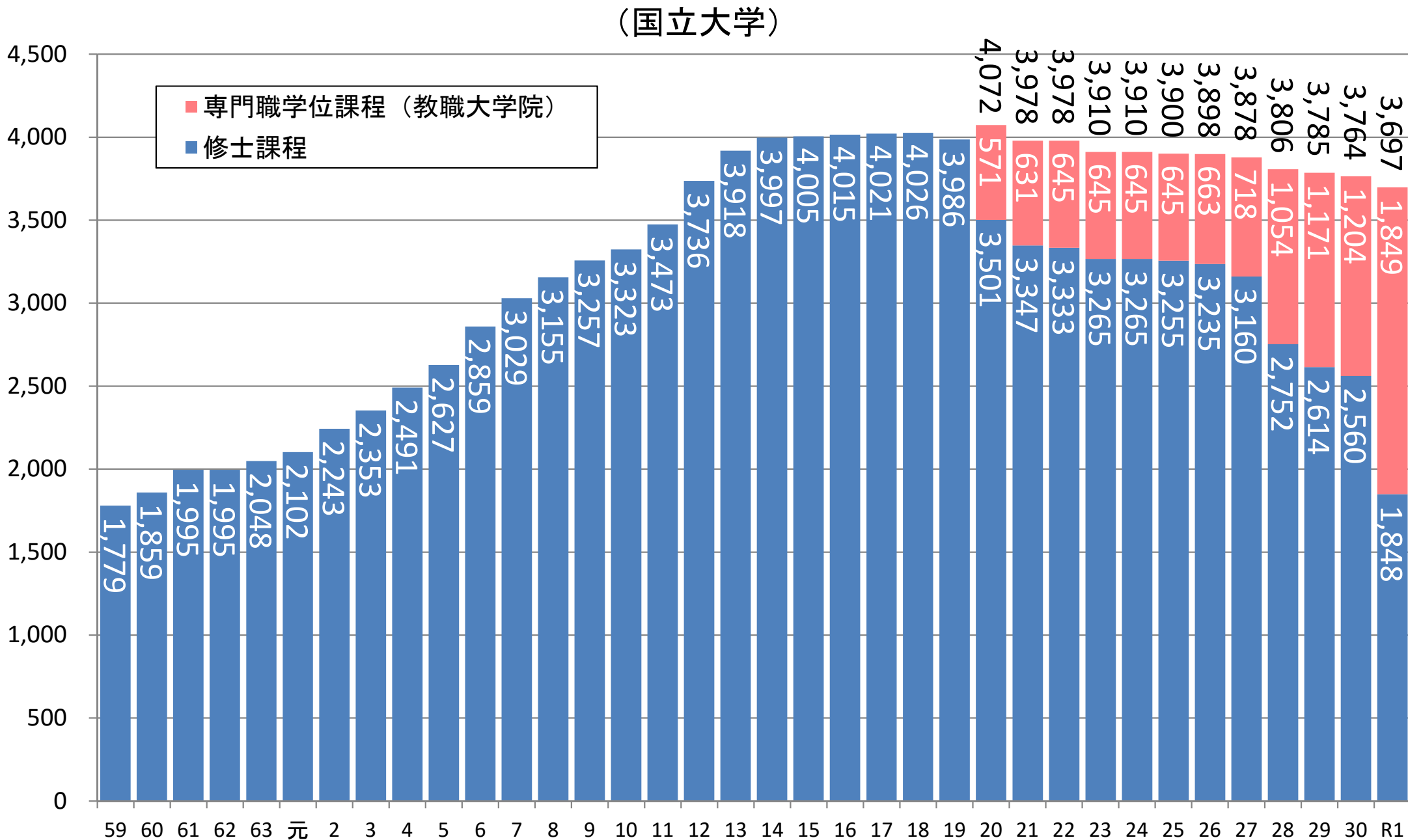


国立大学教員養成学部にかかる志願倍率の推移



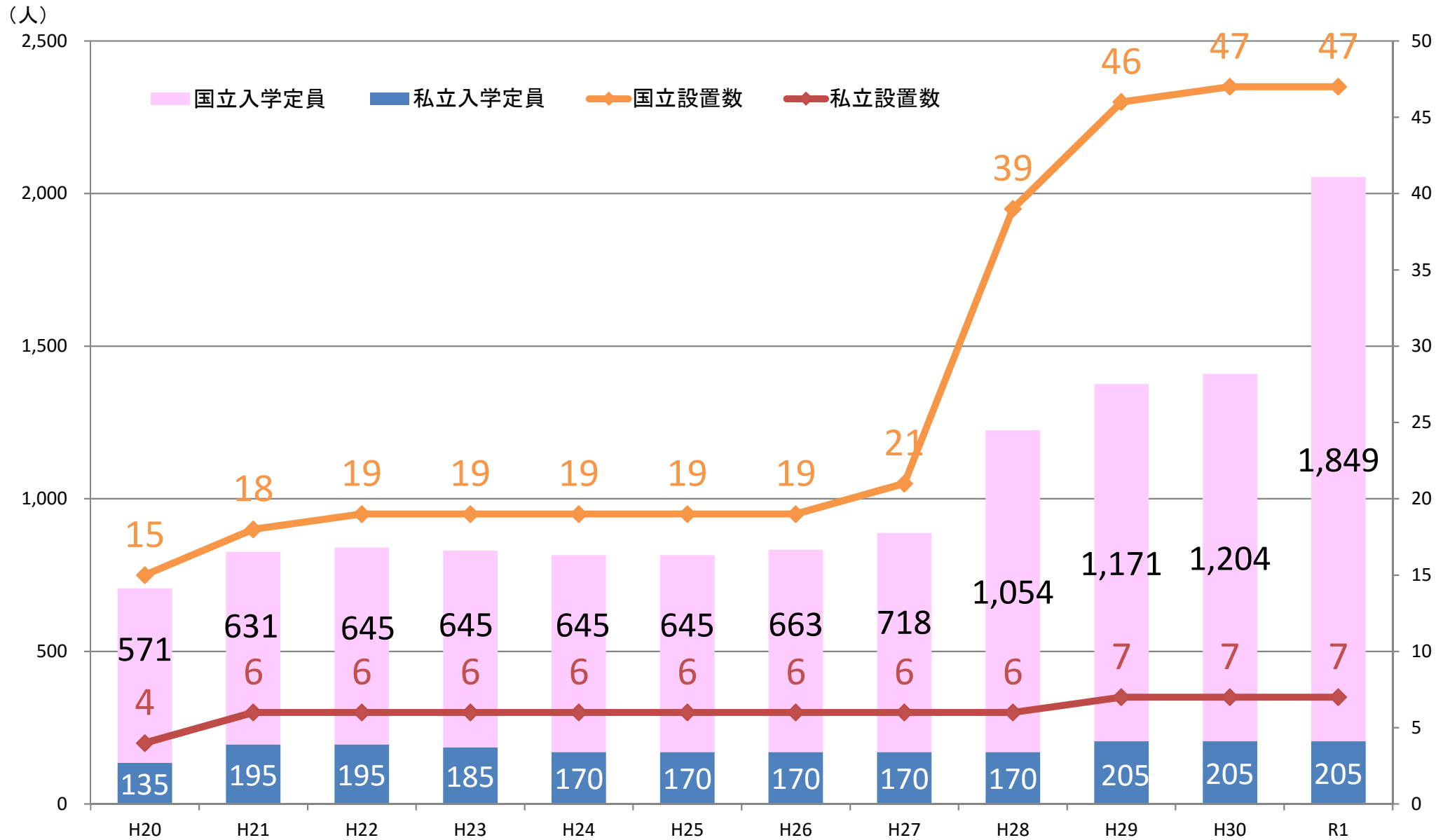
出典: 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

教員養成系の修士課程と専門職学位課程の入学定員の推移（国立大学）



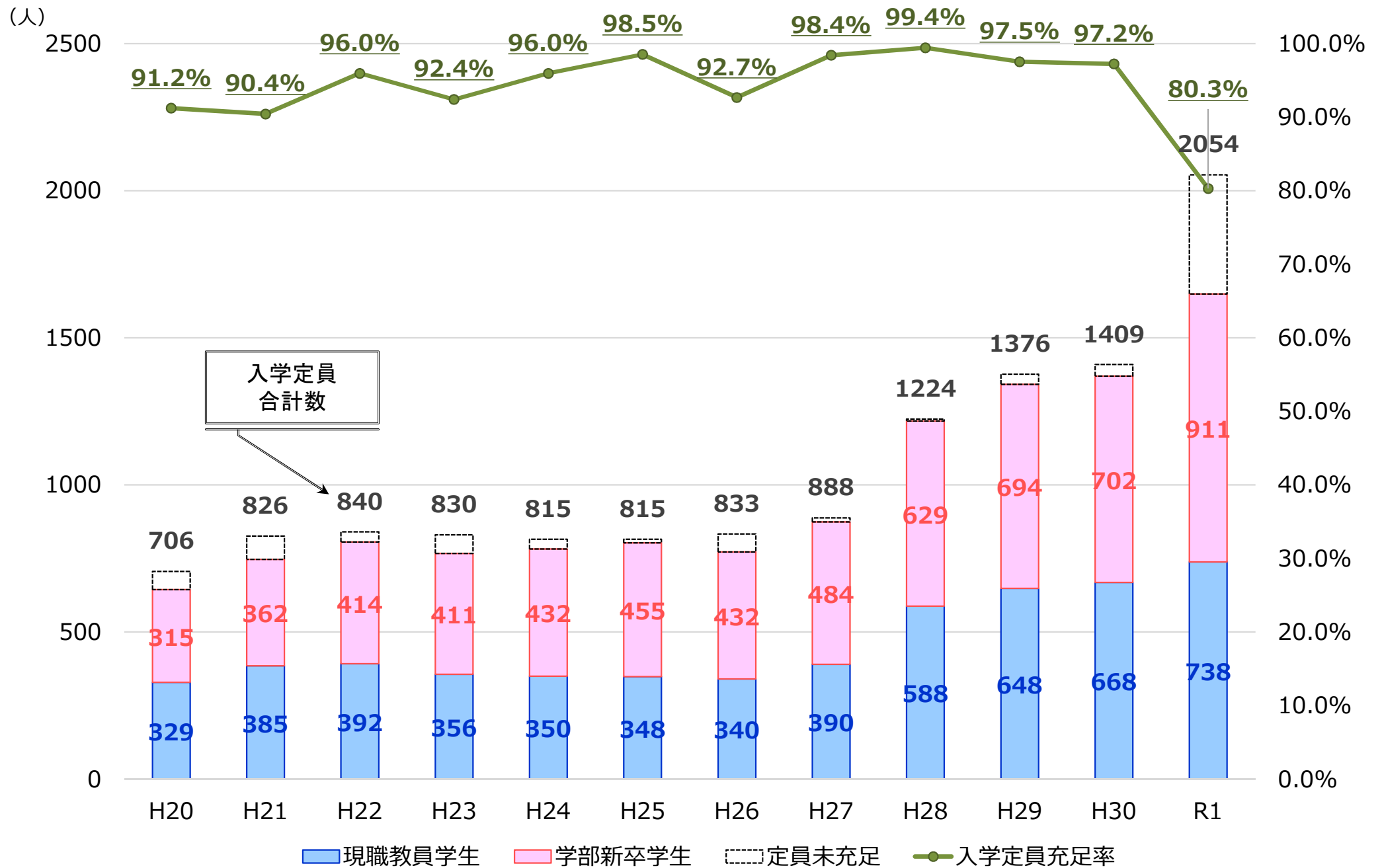
出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

教職大学院の設置数と入学定員の推移

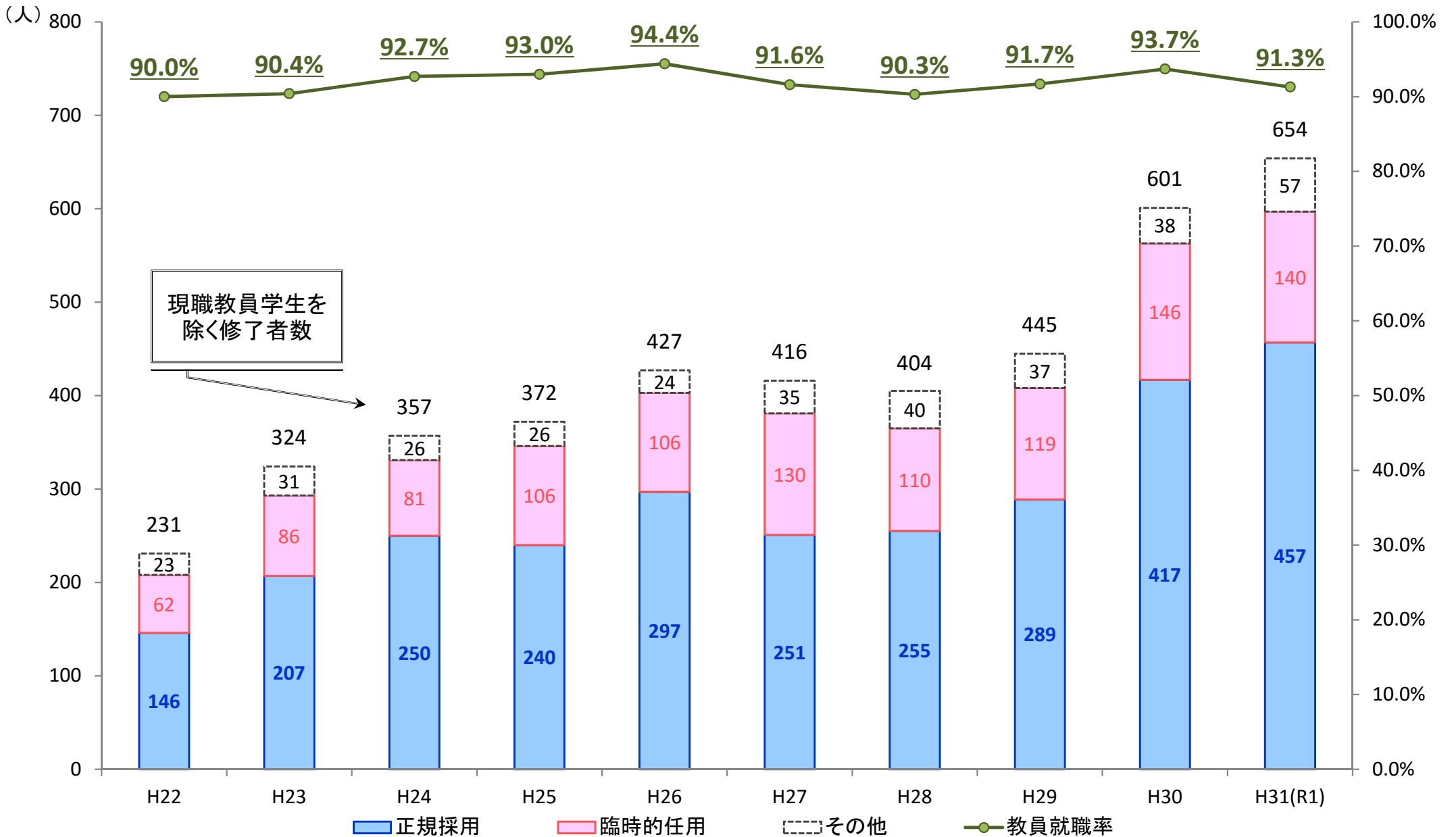


出典: 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移



教職大学院修了者の教員就職状況



※1 教職大学院修了者のうち、現職教員学生を除いた場合の教員就職率を指す。

※2 「正規採用」は、国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小、中、高等、中等教育、特別支援学校の常勤教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者を指す。

※3 「臨時的任用」は、1年以内の期限付きの教員や病休、産休、育児休業などの代替教員等として臨時的に任用（採用）された者を指す。

※4 「その他」は、主に大学院等進学者や教員・保育士以外への就職者等を指す。

教員養成に関する近年の政策動向①

教員養成に関する課題

必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難

教育職員免許法の改正
(平成28年11月)

- 「教科に関する科目(大学レベルの学問的・専門的内容)」、
「教職に関する科目(児童生徒への指導法等)」等の科目区分を統合

免許法改正のイメージ(小学校教諭1種免許状の場合)

(改正前)

教科に関する科目 ○単位

教職に関する科目 ○単位

教科又は教職に関する科目 ○単位



(改正後)

教科及び教職に関する科目 ○単位

教員養成に関する近年の政策動向②

教員養成に関する課題

学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した
教職課程になっていない

教育職員免許法施行規則の改正
(平成29年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、
教職課程の内容を充実。
- あわせて、省令上の科目区分も大括り化し、大学の判断で、教科に関する
専門的な内容とその指導法等の複数の事項の内容を組み合わせた授業を
行うことを可能に。

教職課程に新たに加える内容の例

- ・ 特別支援教育の充実
- ・ 総合的な学習の時間の指導法
- ・ 学校体験活動
- ・ アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善
- ・ ICTを用いた指導法
- ・ 外国語教育の充実
- ・ チーム学校への対応
- ・ 学校安全への対応
- ・ 学校と地域との連携
- ・ 道徳教育の充実
- ・ キャリア教育 等

教員養成に関する近年の政策動向③

教員養成に関する課題

大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、
教員として必要な学修が行われていない

教職課程コアカリキュラムの作成
(平成29年11月)

- 教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化。
- 大学(養成)、教育委員会等(採用・研修)、文部科学省(行政)等の関係者が活用することにより全国的な教員の資質能力の水準向上。

教職課程コアカリキュラムの例(各教科の指導法の場合)

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

教職課程コアカリキュラム〈概要〉

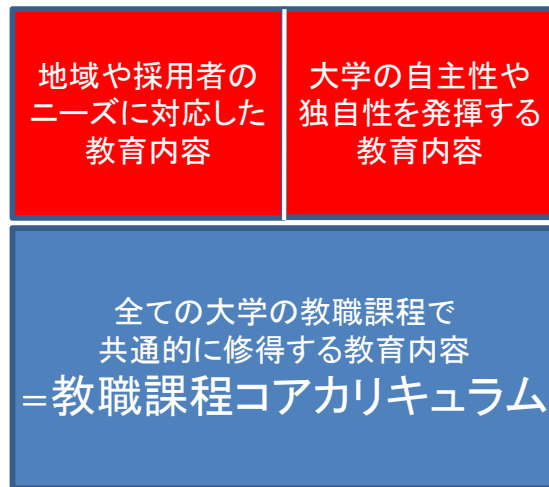
作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



事項例	到達目標(一部抜粋)
各教科の指導法	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。 ・学習指導案の構造を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を含む特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害並びにそれに伴う困難の特性を例示することができる。 ・「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付け並びに内容を理解している。
道徳の理論及び指導法	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の歴史及び現代社会における道徳教育の課題(いじめ及び情報モラル等)を理解している。 ・学校における道徳教育の指導計画及び教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
教育実習(学校体験活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習生として遵守すべき義務等について理解し、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。 ・学習指導要領並びに児童及び生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。

※現行の「教職に関する科目」について作成。「教科に関する科目」についても今後順次整備。

活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

【採用者(教育委員会関係者、学校法人関係者)】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

【国(文部科学省)】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

教員免許・教員研修に関する 基礎資料

教員養成・免許制度について①

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別） ※詳細は別紙

① 普通免許状
(有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

- 授与権者: 都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状 : 全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

教員養成・免許制度について②

普通免許状

H29年度授与件数: 206, 183件

(内訳) 専修免許状: 12, 979件 一種免許状: 146, 309件 二種免許状: 46, 895件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔 教科及び教職に関する科目 〕 ⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H29年度授与件数: 169件

(平成元～H29年度総授与件数: 1, 270件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H29年度授与件数: 8, 501件

(前年度8, 405件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H29年度届出件数: 20, 376件

(前年度20, 771件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H29年度許可件数(中・高): 10, 703件

(前年度10, 951件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

教員免許状の授与件数

(平成29年度)

区分	普通免許状				特別 免許状	臨時 免許状	合計
	専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状	小 計			
幼稚園	264	18,316	32,312	50,892		208	51,100
小学校	1,701	23,337	3,756	28,794	12	3,426	32,232
中学校	4,740	41,519	2,176	48,435	42	1,895	50,372
高等学校	5,901	54,020		59,921	105	2,289	62,315
特別支援 学校	265	5,023	6,844	12,132		563	12,695
養護教諭	96	2,861	1,096	4,053		113	4,166
栄養教諭	12	1,189	708	1,909			1,909
特別支援学校 自立教科等		44	3	47	10	7	64
合計	12,979	146,309	46,895	206,183	169	8,501	214,853

※平成29年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

出典:文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

普通免許状の授与件数（中・高 教科別）

○中学校教諭普通免許状の教科別授与件数（平成29年度）

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他
5,927	8,201	5,150	5,303	3,069	1,898	9,140	474	614	1,534	6,984	108	33

（注） その他には、職業、職業指導、職業実習を含む。

○高等学校教諭普通免許状の教科別授与件数（平成29年度）

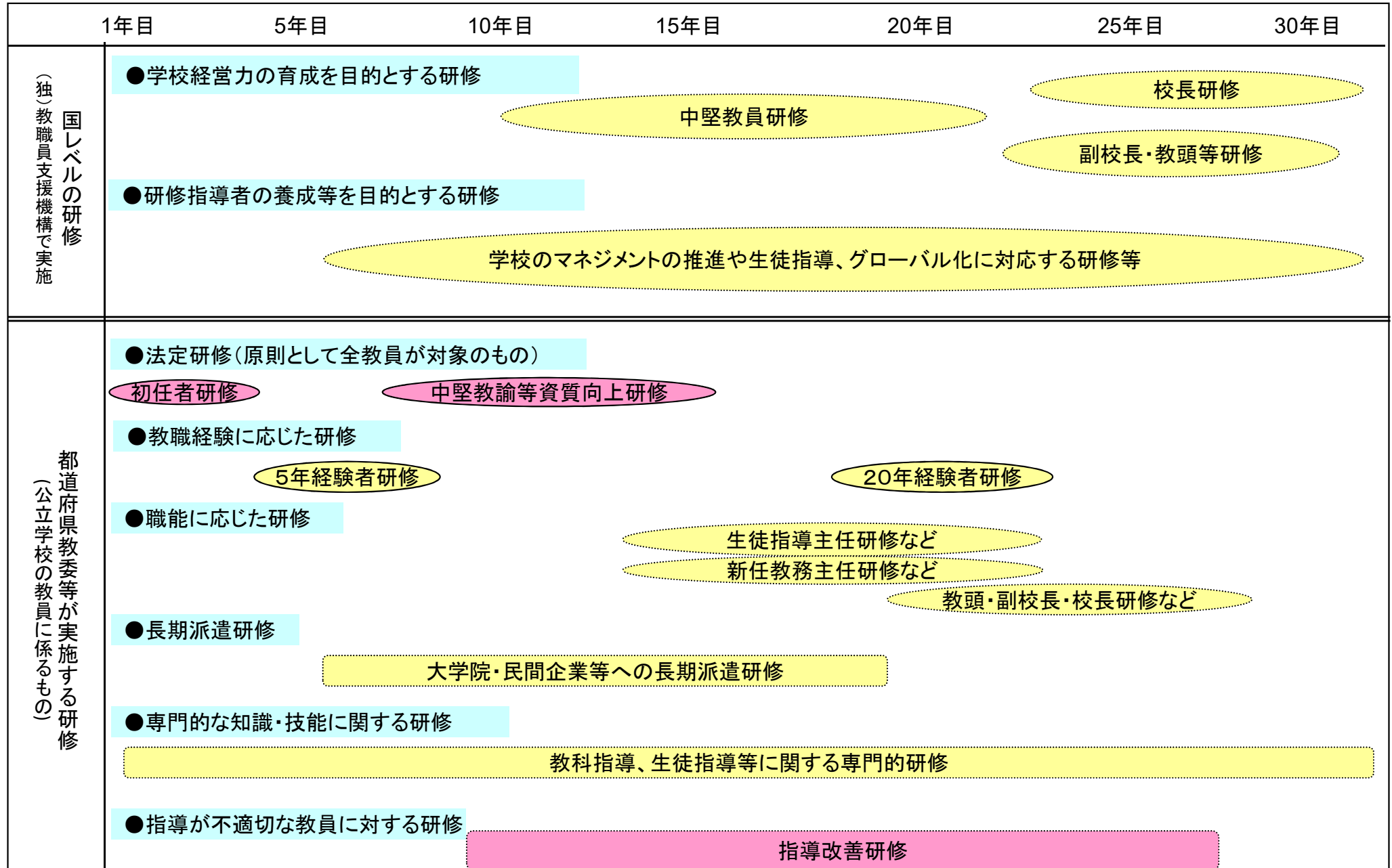
国語	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健 体育	保健	看護	家庭	情報	農業	工業
5,655	6,434	6,530	5,598	7,022	3,056	1,892	417	708	9,518	481	100	1,370	1,300	406	1,692


商業	水産	福祉	外国 語	宗教	その 他
617	75	217	6,642	116	75

（注） その他には、看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船、商船実習、職業指導を含む。

出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

教員研修の実施体系



 …法律で実施することが定められている研修

教職員研修の実施状況

初任者研修

初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間(平均) (単位:時間)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
週当たりの指導時間	7.9	7.9	8.1	8.0

初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数(平均) (単位:日)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
年間実施日数	18.8	18.8	18.5	18.8

中堅教諭等資質向上研修

中堅教諭等資質向上研修の年間実施日数(平均) (単位:日)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
全体	23.3	23.4	24.1	23.5

教職経験者研修

実施教育委員会数 (単位:教委)

	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	15年目	20年目
小学校	97	79	25	40	65	9	8	5	16	16
中学校	97	79	27	39	63	8	7	4	17	17
高等学校	56	43	11	16	40	5	4	3	7	2
特別支援学校	52	42	11	22	38	5	4	3	9	3

実施平均日数 (単位:日)

	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	15年目	20年目
小学校	5.5	4.3	3.2	4.6	4.7	3.9	5.8	3.0	2.6	2.7
中学校	5.5	4.2	3.1	4.3	4.7	4.0	6.1	3.0	2.5	2.6
高等学校	5.2	4.2	3.3	4.6	4.9	5.2	8.5	3.3	2.3	1.5
特別支援学校	5.5	4.2	2.9	4.1	5.1	5.0	8.5	3.3	2.0	2.0

職階研修

実施教育委員会数 (単位:教委)

	校長	副校長・教頭	主幹教諭	指導教諭
全体 (115教委)	108 (93.9%)	109 (94.8%)	64 (55.7%)	28 (24.3%)

実施平均日数 (単位:日)

	校長	副校長・教頭	主幹教諭	指導教諭
全体	4.1	4.3	2.2	1.9

大学院等派遣研修

実施教育委員会数 (単位:教委)

都道府県 (47教委)	47 (100%)
指定都市 (20教委)	20 (100%)

各学校種別の派遣者数 (単位:人)

	派遣人数										合計	
	教諭等								養護教諭	栄養教諭		
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校					
管理職等	教諭等	管理職等	教諭等	管理職等	教諭等	管理職等	教諭等					
大学院	2	382	1	225	1	121	0	59	12	0	803	
教職大学院	2	299	1	170	0	77	0	31	4	0	584	
教育学研究科	0	76	0	53	1	37	0	27	8	0	202	
その他の研究科	0	7	0	2	0	7	0	1	0	0	17	
大学専攻科	0	41	0	9	0	1	0	11	0	0	62	
大学	0	76	0	48	0	26	0	15	5	0	170	
教員養成系学部	0	46	0	35	0	8	0	7	3	0	99	
その他の学部	0	30	0	13	0	18	0	8	2	0	71	
合計	2	499	1	282	1	148	0	85	17	0	1,035	

以上、平成29年度における教員研修実施状況調査より

(参考)一人当たりの研修時間

(平成28年度)

	小学校	中学校
校内研修	0:13	0:06
校務としての研修	0:13	0:12

(平成18年度)(夏季休業期) (時間:分)

	小学校	中学校
校内研修	0:33	0:17
校務としての研修	1:12	0:50

※教諭の平日(勤務日)における1日当たりの学内勤務時間(持ち帰り時間は含まない。)

教員勤務実態調査より

教員免許更新制について

I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、第一次安倍内閣の教育再生会議の提言を受けて、平成21年4月から施行。

II. 制度の概要

- 2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。
- 平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状):有効期間なし
 - ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。
 - ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。
- 平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状):有効期間10年
更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。

III. 免許状更新講習

(1) 開設者

- ・大学
- ・都道府県等の教育委員会 など

(2) 内容

① 必修領域(6時間)

受講者は、国の教育政策など、省令に定められた全ての事項を受講

② 選択必修領域(6時間) ※平成28年4月1日から導入

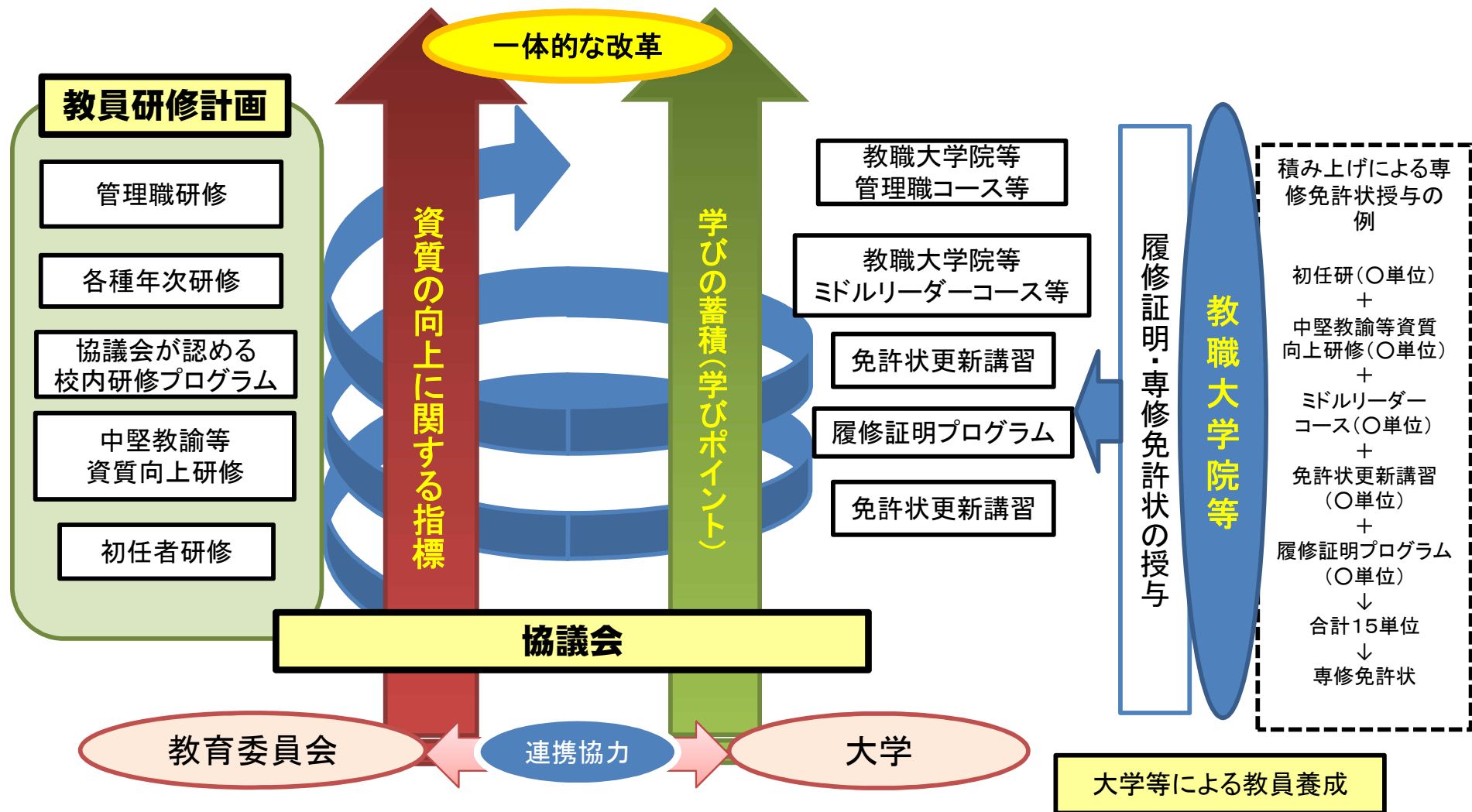
受講者は、英語教育や教育の情報化など、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択して受講

③ 選択領域(18時間)

受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

例年約9万人が免許状を
更新している

学び続ける教員を支えるキャリアシステム（イメージ）



協議会の協議において、資質の向上に関する指標の策定を行うとともに、指標を踏まえつつ、各種研修、免許状更新講習、履修証明プログラム、教職大学院コースをそれぞれ単位化し、それらの積み上げによって履修証明や専修免許状を授与する取り組みの推進を図り、学び続ける教員の具現化を図る。

その他 参考資料

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

2. 指定国立大学法人とは

<指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

【研究力】

- ・ 科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・ Q 値（論文に占めるトップ10%補正論文数の割合）

【社会との連携】

- ・ 受託・共同研究収益の割合
- ・ 寄附金収益の割合
- ・ 特許権実施等収入の割合

【国際協働】

- ・ 国際共著論文比率
- ・ 留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）

<指定国立大学法人に関する特例>

- 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大（コンサルティング会社等への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）

※今後も法人の要望の状況に応じて規制緩和を検討予定

3. 審査経過及び指定の状況

第3期中期目標期間における指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

【審査経過】

平成28年 ・ 公募開始（11/30）

平成29年 ・ 申請〆切（3/31）

・ 指定国立大学法人部会による審査

（ヒアリング審査及び現地視察：5/27～6/2）

・ 文部科学大臣による指定（東北・東京・京都）及び指定候補（東京工業・一橋・名古屋・大阪）への構想の充実・高度化の要請（6/30）

【指定国立大学法人】

国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）

国立大学法人名古屋大学（平成30年3月20日指定）

国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）

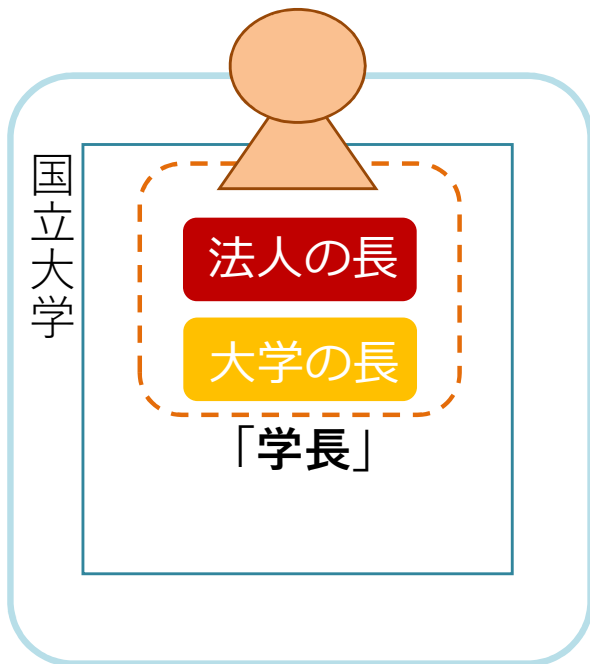
※国立大学法人一橋大学については、指定候補として、引き続き構想の充実・高度化を求めている。（条件が整った場合には、再度の審査を予定。）

国立大学法人法の一部改正

現行

現行は、国立大学法人法上
法人の長と大学の長を兼ねる
「学長」を置く体制のみ

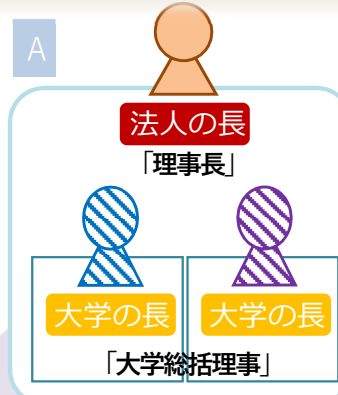
国立大学法人



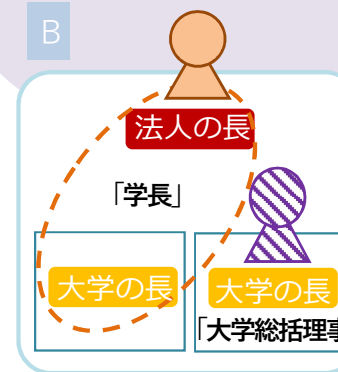
法改正

国立大学法人の判断で、以下の体制を選択できるような仕組みを設ける

- 一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる
- 大学の長を分担して置くことができる [【第10条第3項等】](#)

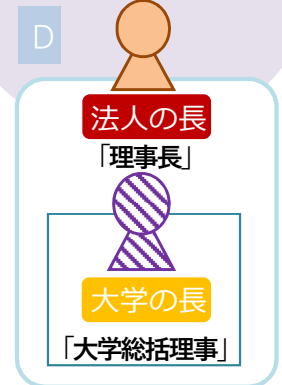


一法人二大学の場合



※現行

一法人一大学の場合



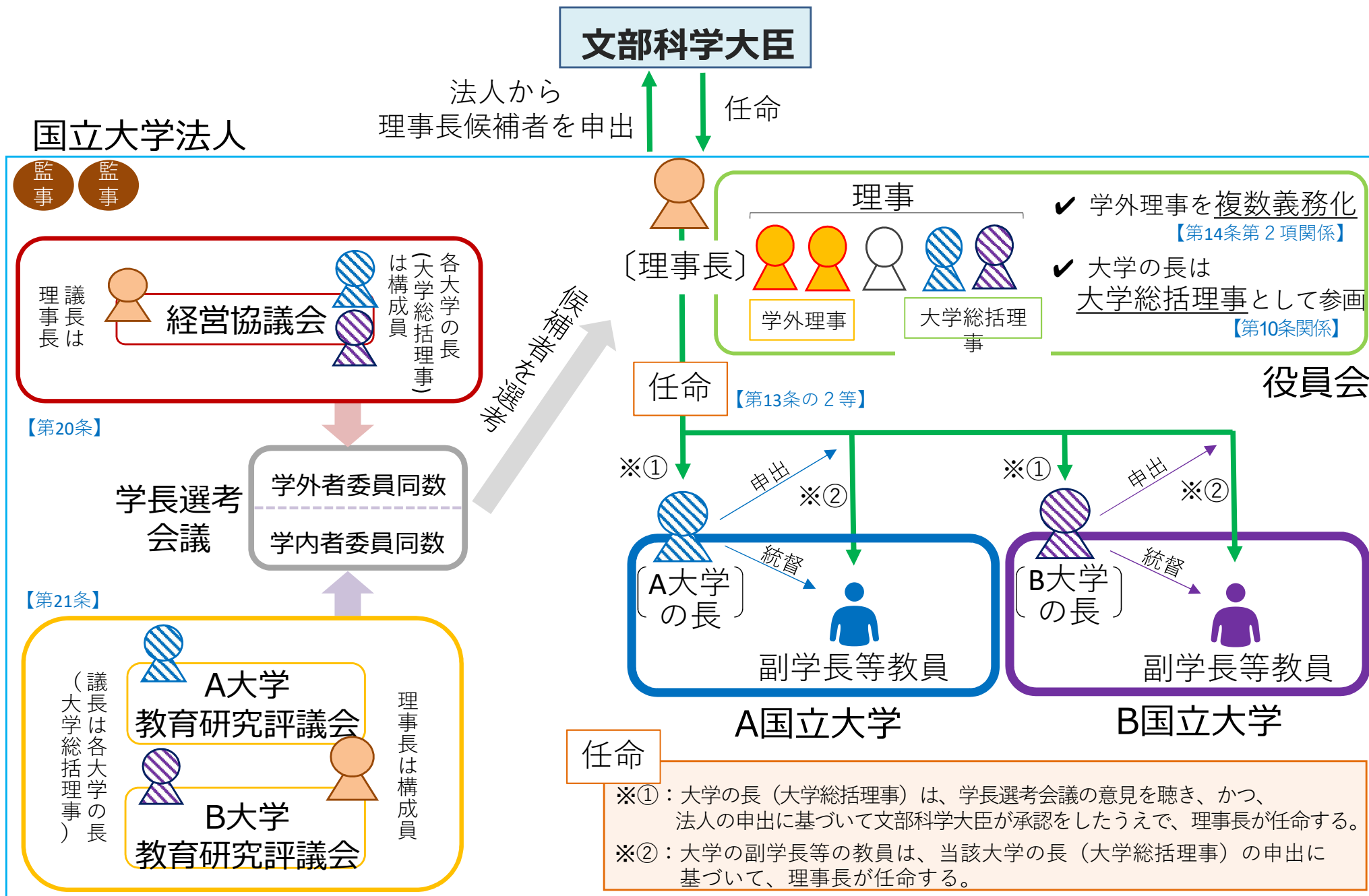
■ 法人の長：法人を代表する者

■ 大学の長：法人が設置する大学の校務（学校教育法に規定）をつかさどる者

国立大学法人法上は、「法人の長」と「大学の長」を兼ねる者⇒「学長」 / 「大学の長」を兼ねない「法人の長」⇒「理事長」と整理
学校教育法上は、「大学の長」⇒「学長」

※実際の運用においては、混乱や誤解が生じない範囲で、「理事長」や「機構長」等の呼称を各国立大学法人において用いることも考えられる

複数の大学を置き、全ての大学に法人の長とは別に大学の長を置く場合



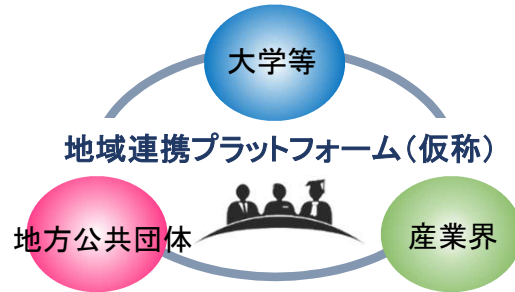
国公私を通じた大学の連携・統合等

【現状認識】

- ✓ それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像が議論されていない。
- ✓ 国公立の設置者の枠を越えた大学の連携が進まない。

【検討の方向性】

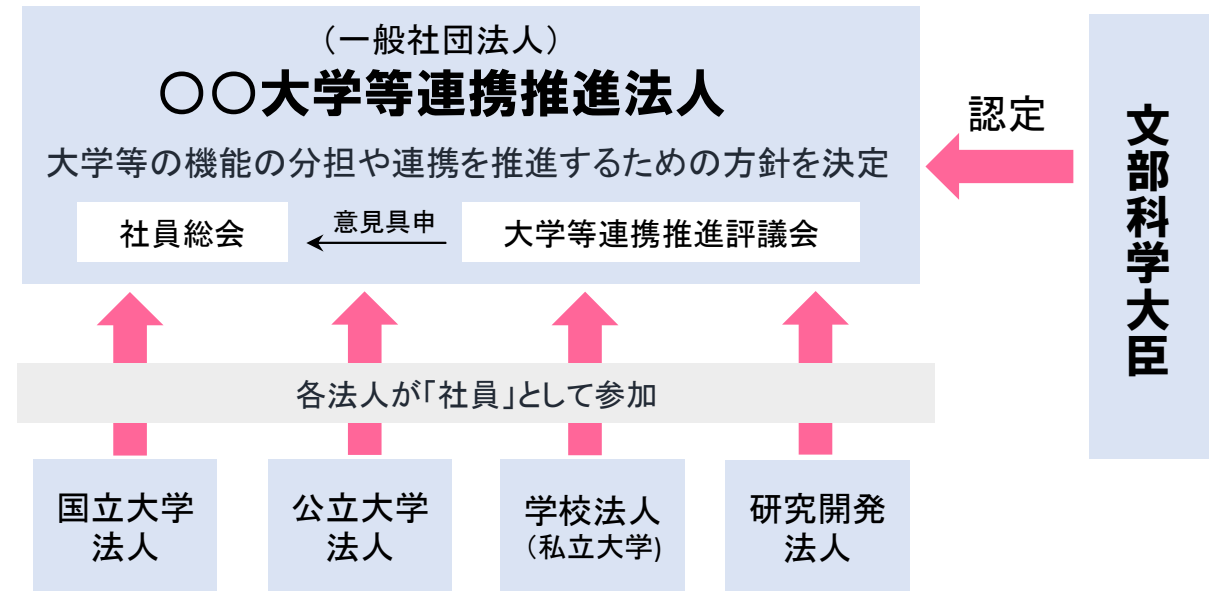
- **「地域連携プラットフォーム(仮称)」**において議論すべき事項について、「**ガイドライン**」の策定を検討。
- 「地域連携プラットフォーム(仮称)」の在り方の一つとして、国公立の枠を越えた連携を可能とする**「大学等連携推進法人(仮称)」の制度の創設**を検討。(※定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう留意。)



《ガイドラインに盛り込む事項(案)》

- 地域ごとの大学進学率・進学者数等の将来推計
- 地域ごとの特性や産業構造等を踏まえた将来の人材ニーズの見込み
- 将来の人材ニーズに対応した、大学等の規模・分野・配置の在り方(国公立の役割分担、私立大学の公立化の是非の検討等を含む。)
- 国公立の枠組みを超えた連携・統合の可能性
- 卒業生の地元定着を促進するための教育プログラムや産業界とのマッチング
- 18歳学生だけではなく多様な学生の受入れ
- 地域の教育、研究、文化拠点としての役割等

大学等連携推進法人(仮称)イメージ



- ✓ 各大学の強みを活かした連携により、地域における高等教育を強化
- ✓ 参加する大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を推進
(教養教育における連携や事務の共同実施、教職員の人事交流などを想定)

研究開発学校について

研究開発学校とは

教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、**新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う**（昭和51年度から開始）。

- 市町村教育委員会等の**学校設置者からの申請に基づき文部科学大臣が指定**（4年 ※平成24年度指定校までは3年）。
- **各学校の創意工夫により研究開発課題を設定**。 ※平成31年度の研究開発学校数は計31件、80校

研究開発の推進イメージ例

<指定1年目>



研究開発学校は、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言を踏まえ、

- ①子供たちに育むべき資質・能力の明確化
- ②新設する教科等の教育課程上の位置付けや教育課程全体における新設する教科等と既存の教科等との関係性の明確化
- ③新設する教科等の目標、内容の明確化
- ④特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定（併せて、成果検証の際に子供たちの変化を見るため、特別の教育課程を実施する前段階での子供たちの状況を把握）

等を行う。

<指定2～4年目> 指定1年目に、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言も踏まえて編成した特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の編成により、子供たちがどのように変化したかなど、成果の検証を行っていく。

学習指導要領の改訂をはじめ、今後の教育課程の改善に資するより質の高い研究開発を実施